

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成21年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営活動の向上に資する調査研究を行い、21年度は、中期計画、年度計画に即し、着実に業務を実施し、昨年度の評価での指摘点である内部監査を強化しながら、各業務の効率化や質の向上にこれまで以上に細かく取り組まれ、計画を上回る実績をあげた。

本センターは設立以来、国立大学法人等と財務・経営面における情報交換、情報共有を行うことで、国立大学法人側からの信頼感も厚くなり、特に国立大学法人等の施設整備等の支援を効率的・効果的に行える機関として、その役割を十分に果たしている。

<参考> ・業務運営の効率化:A ・業務の質の向上:A ・財務内容の改善:A 等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) センターにおける研究成果がセンターの業務展開に明確に反映されることが期待される。(項目別-p12~17参照)
- (ロ) 広島大学本部地区跡地の処分に、一層の努力が求められる。(項目別-p23参照)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 研究テーマの設定から、センターの業務展開との関係付けを図っておくなどの努力が期待される。
- (ロ) 広島市や広島大学との密接な協議とともに、センターとしてのリーダーシップの発揮が求められる。

④特記事項

平成22年4月28日に行われた事業仕分けにおいて、「東京連絡所の運営」を除く全事業が廃止という評価を受けたことについては、文部科学省において、上記評価結果を参考にしつつ、国立大学財務・経営センターの在り方に関し、十分に検討されることが望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会 大学支援関係法人部会
国立大学財務・経営センター作業部会委員

- 臨時委員(作業部会主査) 舘 昭 桜美林大学大学院国際学研究科教授
- 委員 佐野 慶子 公認会計士、佐野公認会計士事務所長
- 臨時委員 福井 次矢 聖路加国際病院長
- 臨時委員 古阪 幸代 三機工業株式会社
ファシリティシステム事業部専門部長

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成21年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置	A					III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	A				
1 内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況	A					1 財務状況及び保有資産の管理・運用等の状況	A				
2 外部委託の検討・実施状況	A					2 自己収入の確保の状況	S				
3 事務情報化の推進状況	A					3 人件費の削減、諸手当・法定外福利費等の状況及び給与水準の状況	A				
4 見直しの実効性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	B					IV 短期借入金の限度額	-				
5 効率化の実施状況	S					短期借入金の借入状況	-				
6 随意契約の適正化等の状況	A					V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画	-				
7 大学評価・学位授与機構との統合の状況	-					重要な財産の処分等の状況	-				
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A					VI 剰余金の使途	A				
1 国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言の実施状況	A					剰余金の使用等の状況	A				
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況	A					VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A				
(1)施設費貸付事業	A					1 人事管理の状況	A				
(2)施設費交付事業	A					2 中期目標期間を超える債務負担の状況	A				
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況	A						-	-	-	-	-
4 財務・経営に関する情報提供等の実施状況	A						-	-	-	-	-
5 国から承継した財産等の処理の実施状況	B						-	-	-	-	-

○評価の評定について

【平成21年度～】

S:特に優れた実績を上げている。

A:中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。

B:中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。

C:中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。

F:評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収入						支出					
運営費交付金	591	546	522	496	482	センター事業費	311	297	308	276	220
産学協力事業収入	269	284	291	292	129	一般管理費	236	219	208	196	167
受託事業収入	—	—	12	3	12	産学協力事業費	253	291	277	262	100
寄附金収入	1	—	—	1	—	受託事業費	—	—	12	3	12
長期借入金等	71,227	65,817	68,569	65,797	56,395	施設費貸付事業費	71,227	65,817	69,124	67,186	58,170
長期貸付金等回収金	75,954	78,669	81,550	80,837	76,806	施設費交付事業費	12,180	8,347	8,342	8,992	23,309
長期貸付金等受取利息	28,907	27,110	25,442	23,798	21,830	長期借入金等償還	75,954	78,669	80,717	79,711	75,016
財産処分収入	20	—	6,300	7,800	6,800	長期借入金等支払利息	28,904	26,993	25,213	23,473	21,419
財産賃貸収入	728	733	735	661	592	租税公課等	123	135	139	136	121
財産処分収入納付金等	407	1,195	123	6,398	13,278	債券発行諸費	14	13	13	13	13
有価証券利息	6	5	68	67	32	債券利息		58	129	184	243
雑収入	4	5	45	6	6	その他の支出	3	3	4	4	4
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	11,168	6,472	3,063	—	—						
計	189,282	180,835	186,720	186,156	176,362	計	189,205	180,842	184,487	180,435	178,795

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
費用						収益					
経常費用	41,864	36,227	36,496	36,575	46,826	経常収益	30,727	29,769	33,430	39,542	42,950
業務費	12,905	35,992	36,268	36,363	46,642	運営費交付金収益	523	490	496	603	383
施設費交付金	12,180	8,347	8,342	8,992	22,134	共同利用施設貸付料収入	253	292	278	301	135
減価償却費	77	86	128	102	114	政府等受託収入	—	—	12	3	12
長期借入金支払利息	—	1,820	2,743	3,559	4,260	処分用資産賃貸収入	728	734	735	661	592
承継債務支払利息	—	24,993	22,296	19,725	16,956	処分用資産売却益	13	—	—	—	—
センター債利息	—	64	126	187	243	処分用資産売却収入	—	—	6,300	7,800	6,800
その他経費	648	682	2,633	3,798	2,936	施設費交付金収益	407	1,195	123	6,398	13,278
一般管理費	225	221	215	199	170	施設費貸付金受取利息	—	1,942	2,974	3,887	4,672
減価償却費	5	7	10	5	5	承継債務負担金債権受取利息	—	24,993	22,296	19,725	16,956
その他経費	220	214	205	194	165	寄付金収益	1	0	0	0	0
財務費用	28,734	14	13	13	13	資産見返負債戻入	77	81	123	90	99
長期借入金支払利息	910	—	—	—	—	財務収益	28,722	37	47	69	18
承継債務支払利息	27,805	—	—	—	—	運用利息	2	—	—	—	—
センター債利息	6	—	—	—	—	長期貸付金受取利息	914	—	—	—	—
債券発行費等	14	14	13	13	13	承継債務負担金債権受取利息	27,805	—	—	—	—
臨時損失	—	0	—	—	—	有価証券利息	1	37	47	69	18
						雑益	4	5	45	5	6
計	41,864	36,227	36,496	36,575	46,826	計	30,727	29,769	33,430	39,542	42,950
						純利益又は純損失(△)	△ 11,137	△ 6,458	△ 3,066	2,967	△ 3,876
						前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	20
						国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	11,168	6,472	3,063	—	3,896
						目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
						総利益	30	14	△ 3	2,967	39

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	113,191	102,205	103,708	100,699	104,035	業務活動による収入	106,895	108,554	115,038	120,350	120,055
投資活動による支出	23,542	36,349	47,167	33,080	50,714	投資活動による収入	35,564	43,245	46,900	37,022	56,716
財務活動による支出	75,954	78,669	80,717	79,711	75,016	財務活動による収入	71,213	65,803	68,555	65,784	56,382
翌年度への繰越金	1,228	1,607	508	10,174	13,563	前年度よりの繰越金	244	1,228	1,607	508	10,174
計	213,916	218,830	232,100	223,664	243,328	計	213,916	218,830	232,100	223,664	243,328

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資産						負債					
流動資産	126,856	1,005,924	990,602	979,294	956,419	流動負債	81,752	83,578	82,450	77,369	81,852
現金及び預金	1,228	1,607	508	10,174	13,563	運営費交付金債務	88	120	128	—	97
有価証券	18,000	11,098	11,392	7,387	1,300	預り寄附金	1	1	1	1	1
売掛金	6	10	7	9	1	一年以内償還予定財務・経営センター	—	—	—	—	5,000
たな卸資産	26,183	26,183	24,264	21,104	18,620	一年以内返済予定長期借入金	2,121	3,880	5,905	8,792	13,220
前払費用	3	1	3	0	2	一年以内返済予定承継債務	76,548	76,837	73,798	66,181	61,435
未収収益	2,764	2,590	2,418	2,258	2,029	未払金	136	78	121	88	28
施設費貸付金	—	189,303	253,714	313,860	361,405	未払費用	2,829	2,641	2,463	2,283	2,052
承継債務負担金債権	—	775,128	698,291	624,493	558,312	前受金	27	18	31	23	17
一年以内回収予定長期借入金	2,121	—	—	—	—	預り金	1	3	4	2	2
一年以内回収予定承継債務	76,548	—	—	—	—	固定負債	899,149	884,192	872,951	863,699	840,300
その他の流動資産	4	5	5	9	1,187	資産見返負債	533	476	370	301	205
固定資産	908,278	9,360	8,742	8,392	7,985	国立大学財務・経営センター債券	5,000	10,000	14,998	19,998	19,999
有形固定資産	9,630	9,310	8,695	8,341	7,950	長期借入金	118,489	175,425	233,090	285,088	323,219
建物	6,621	6,368	5,876	5,603	5,311	承継債務	775,128	698,291	624,493	558,312	496,877
構築物	40	38	32	29	25						
機械装置	473	405	304	231	152						
車両運搬具	—	3	3	2	2						
工具器具備品	65	65	50	45	29						
土地	2,431	2,431	2,431	2,431	2,431						
無形固定資産	31	48	47	51	34	負債合計	980,901	967,770	955,401	941,068	922,152
ソフトウェア	31	48	47	51	34	資本					
電話加入権	0	0	0	0	0	資本金	9,602	9,602	9,602	9,602	9,602
投資その他の資産	898,617	2	—	—	—	資本剰余金	△ 521	△ 782	△ 1,287	△ 1,578	△ 1,873
長期貸付金	123,487	—	—	—	—	利益剰余金	45,152	38,694	35,628	38,595	34,522
承継債務負担金債権	775,128	—	—	—	—	(うち当期未処分利益)	30	14	△ 3	2,967	39
債券発行差額	2	2	—	—	—	資本合計	54,233	47,514	43,943	46,619	42,251
資産合計	1,035,134	1,015,284	999,344	987,686	964,403	負債資本合計	1,035,134	1,015,284	999,344	987,687	964,403

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
I 当期末処分利益	30	14	△ 3	2,967	39
当期総利益	30	14	△ 3	2,967	39
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分量	30	14	△ 3	2,967	39
積立金	30	14	△ 3	200	39
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金	—	—	—	2,767	—
独立行政法人通則法第44条 第3項により主務大臣の承認 を受けた額	—	—	—	—	—
目的積立金	—	—	—	—	—

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
役員	3	3	3	3	3
役員(非常勤)	1	1	1	1	1
研究職員	4	4	4	4	4
事務職員	22	22	22	22	22
計	30	30	30	30	30

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人国立大学財務・経営センターの平成21年度に係る業務の実績に関する評価

I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。</p> <p>また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p>	<p>1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。</p> <p>また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。</p>	<p>内部統制、組織の見直し及び業務改善の状況</p>	<p>定性的評価を実施し、委員の協議により評定を決定（以下「委員の協議により評定を決定」と表記する）</p>					<p>○役員の状況 役員については、引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2）の体制を維持した。</p> <p>○事務組織の状況 研究部において、新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手することとなったことから、これを支援するために、平成21年9月から経営支援課に新たに専門職員を1名配置した。</p> <p>○研究組織の状況 研究組織については、5研究部門（高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論）の体制を継続した。 昨年度末で准教授が退職したため欠員となったが、平成21年9月から新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手するため教授1名を採用し、研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。 これらのほか、客員教員6名、外国人研究員（8/10-8/21）1名を配置した。</p> <p>○運営組織の状況 理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。 【運営評議会】 理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等14名で構成）を平成21年7月と平成22年3月に開催した。 本年度は、平成21年度事業の進捗状況、平成22年度年度計画等について審議を行った。 【研究活動委員会】 運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」（国立大学法人等の教員、研究者等10名で構成）を平成21年8月と平成22年3月に開催した。 本年度は、平成21年度調査研究活動の進捗状況、平成22年度年度計画のうち調査研究に係る事項、研究部人事等について審議を行った。 【所内会議】 所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。 センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。 また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。</p> <p>○内部統制の状況 【内部監査室】 内部監査室において、平成21年4月に「平成21年度内部監査計画」を作成し、6月に「保有個人情報の管理の状況」、10月に「科学研究費補助金」、10月末から</p>	A	<p>○組織の見直しについては、国立大学附属病院の財務及び、経営の改善に関する調査・研究の着手のための教授、専門職員の配置、監査体制の強化などを行っている。</p> <p>○業務の見直しについては、法人業務に対するニーズを把握して業務改善を図る取組や経費の削減・効率化のための職員への意見募集などの職員の積極的な貢献を促す取組などを行い業務の重点化、効率化を進めている。 （追加評価-p3の1-2-3. 組織管理（ガバナンスの強化）、追加評価-p13~14の6. 内部統制の項目を踏まえた上で評価を実施）</p>

					<p>12月末にかけて「諸手当の現況確認」を実施し、監査結果について理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。</p> <p>【監査体制の充実・強化】 文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成20年度に係る業務の実績に関する評価」において、「監査室の充実、強化が望まれる」との指摘があったことを踏まえ、必要な規程の改正・整備を行い、10月から人員の増員（2名→3名）などの内部監査室の体制強化等を図った。</p> <p>【監事監査】 平成21年6月に平成20年度期末監事監査を実施し、「平成20年度年度計画及び第1期中期計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「保有個人情報の管理の状況」について監査を実施した。また、平成21年11月に平成21年度期中監事監査を実施し、「期中における平成21年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。</p> <p>なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。</p> <p>【規則等の見直し】 国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額の見直し及び期末・勤勉手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。</p> <p>また、旅費の節減を図るため、航空機による出張の際取得したマイルの活用、及び航空会社の提供する法人向けサービスの活用のための必要な手続き等について、平成21年10月に理事長決定を制定した。</p> <p>これらのほか、必要な規則等の見直しを実施した。</p> <p>○法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組</p> <p>【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。</p> <p>【社団法人国立大学協会との連携強化】 センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、社団法人国立大学協会（以下、「国大協」という。）との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに、当センターと国大協との意見交換会を毎月1回実施した。</p> <p>【国民からの意見聴取】 センターの業務・マネジメントに関し、国民からの意見を聴取するため、9月からウェブサイトにおいて、随時意見募集を実施した。</p> <p>○法人における職員の積極的な貢献を促すための取組</p> <p>【研修への参加】 職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成21年度の受講実績は、役職別研修又は分野別研修など14件（前年度11件）の研修に延べ26名（前年度14名）が参加した。</p> <p>【経費の削減・効率化のための職員への意見募集】 自律的な無駄の削減への取組の一環として、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を12月から1月末にかけて実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。</p> <p>その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署</p>	
--	--	--	--	--	---	--

						<p>を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。 ※) 詳細は、項目別-4 頁「○その他業務効率化への取組」に掲載。</p> <p>○新型インフルエンザに関する対応について 新型インフルエンザに関する政府の方針を踏まえ、センターにおいては、感染段階ごとの対処方針を策定するとともに、これに基づき、職員に対する関連情報の提供、感染防止策の徹底、感染時の対応などのほか、国内での蔓延を防止する観点から、学術総合センター共用会議室の貸出に関し、消毒液の設置、キャンセル料の取扱い等について配慮するなどの取組を実施した。</p>		
2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	外部委託の検討状況	委員の協議により評定を決定			<p>○大学共同利用施設の管理運営業務 大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務、請求補助業務及び会議室予約管理システム運用の管理業務全般について、引き続き一般競争入札による業務委託により実施した。 なお、当該管理運営業務については、配置ポストの削減（4→3）など契約内容を見直し、経費の効率化を図った。</p>	A	○アウトソーシング可能なものについて、一般競争入札による外部委託を実施するとともに、外部委託の契約内容も見直し、効率化を図っている。
3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	3 センターと独立行政法人大学評価・学位授与機構の統合に向けた、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	事務情報化の推進状況	委員の協議により評定を決定			<p>○e-Tax による消費税の申告 これまで税務署の窓口において行っていた消費税の申告について、平成 21 年 6 月申告分からインターネットを活用した e-Tax による代行送信を導入した。</p> <p>○グループウェアを活用した電子決済の推進 電子決済の推進による事務の効率化を図るため、これまで実施していた購入申請の決裁に加え、1 月から兼業等の許可に係る決裁についてグループウェアを活用した電子決済を導入した。</p> <p>○債権・債務管理システムの機能追加 昨年度に改修を行った本システムが、本年度から稼働したことによって、新たにシステム上で将来における元利金の仮定計算や繰上償還の計算及び担保管理などが可能になった。これによって債権・債務の管理が一元化されたとともに、従前作成していた Excel データの紛失・破損などの危険防止も図られた。</p>	A	○e-Tax による消費税の申告、グループウェアを活用した電子決済の推進、債権・債務管理システムの機能追加といった形で、着実に事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図っている。
4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	見直しの実効性確保及び決算情報・セグメント情報の公表状況	委員の協議により評定を決定			<p>○客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映 【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが実施する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成 21 年 6 月に開催した。 【独立行政法人評価委員会による評価結果への対応】 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、監査室の充実・強化、大学共同利用施設の利用促進のための方策、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島市及び広島大学との密接な協議、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究への着手など、必要な対応を実施した。</p> <p>○決算情報、セグメント情報の公表の充実等 平成 21 年度の決算において、産学協力事業に係るセグメント情報を新たに公開できるよう、財務会計システムの内部データの修正を行った。</p>	B	○第 1 期の中間目標期間評価の結果を踏まえた業務改善の取組やセンターの財務内容等の透明性確保のためのセグメント情報の充実の取組が行われたことは評価できるが、広島大学本部地区跡地処分についてはさらなる取組が望まれる。

<p>5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。</p>	<p>5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き公表する。</p>	<p>効率化の実施状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>	<p>○運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況</p> <p>文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p> <p>【一般管理費（退職手当を除く）の効率化の状況】</p> <p>一般管理費については、ネットワーク等のヘルプデスク業務及びホームページ更新作業の職員による実施等により、14.5%の効率化が図られた。</p> <p>【事業費（退職手当を除く）の効率化の状況】</p> <p>事業費については、ホームページ更新作業の職員による実施、消耗品費の削減等により、20.9%の効率化が図られた。</p> <p>【大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況】</p> <p>大学共同利用施設の管理運営費については、共用会議室総合管理等業務の契約内容の見直し等により経費の効率化が図られた。</p> <p>○その他業務効率化への取組</p> <p>【自律的無駄削減への取組】</p> <p>「自律的に無駄の削減に取り組むべき体制の確立について（H21.5.25付高等教育局長通知）」による要請を踏まえ、センターにおける取組体制、目標及びその達成のための方策について定めた「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について（H21.10.1付理事長決定）」を制定し、経費の削減・効率化に向けた取組を開始した。これに基づき、12月から1月末にかけて、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。</p> <p>その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。</p> <p>【旅費の節減・効率化】</p> <p>財務省主計局の予算執行調査の結果を踏まえ、航空機による出張の際取得したマイルの活用、航空会社の提供する法人向けサービスの活用について、10月1日付理事長決定を制定し、旅費の節減を図ることとした。</p> <p>○業務効率化の具体的成果の公表</p> <p>平成20年度の効率化の具体的成果については、業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行った。</p>	<p>S</p>	<p>○目標を上回る大幅な経費削減を実現し、効率化が図られたことは評価できる。</p>
<p>6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>	<p>6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>	<p>随意契約の適正化等の状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>	<p>○審査体制の整備方針</p> <p>契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施している。</p> <p>○契約事務における一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制</p> <p>契約事務に係る執行体制については、実施伺の場合、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定され、入札等に係る決議書の場合、「総務課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。</p> <p>また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備があれば所管課等への修正を依頼している。</p> <p>さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告を行っている。</p> <p>○整備された体制の実効性確保</p> <p>上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。</p>	<p>A</p>	<p>○契約について監査体制等を強化するとともに、随意契約の見直しを行い一般競争入札や企画競争へ移行するなど、改善の努力が見られ評価できる。</p> <p>（追加評価-p11～12の5. 契約の項目を踏まえた上で評価を実施）</p>

				<p>○「随意契約見直し計画」の進捗状況 随意契約見直し計画（平成19年12月策定）に基づき、本年度の競争性のない随意契約については、随意契約によるものが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料（4,426千円）3/31契約」の1件のみであり、これを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。</p> <p>○1者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組 本年度の支出の原因となる契約の状況については、一般競争入札等14件（企画競争3件を含む。）であり、うち1社応札であったものは4件（28.6%）であった。 また、「独立行政法人等における契約の適正化について及び競争入札における一者応札・応募についての改善方策等について（平成21年7月16日付高等教育局長通知）」を踏まえ、国で講じた措置を参考に、一者応札・応募となった契約を精査し、企業等に対するアンケート調査を行い、その結果に基づき要因を分析した。この分析結果を踏まえ、応札者・応募者を増やし、より競争性を増すための改善方策を策定し、7月末にウェブサイト公表を行った。</p> <p>○契約における再委託の状況の把握 再委託を行っている契約については、該当はなかった。 なお、再委託の把握措置については、3月末に「契約事務取扱規則」の改正を行い、一括再委託の禁止及び再委託に係る承認等に関する条項の新設及び契約書の記載事項に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等を加えることの追加を行った。</p> <p>○契約に係る規程類 「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）において要請されている契約に係る規程類の整備については、すべて対応済である。</p> <p>○契約監視委員会の設置及び新たな「随意契約等見直し計画」 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び平成21年11月24日付文科会第228号文部科学大臣通知に基づき、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争契約等が真に競争性が確保されているか点検見直しを行うため、11月末に理事長決定を制定し、センターの監事2名及び外部有識者2名で構成される「独立行政法人国立大学財務・経営センター契約監視委員会」を設置した。 また、平成22年1月に、契約監視委員会を開催し、平成20年度の契約及び平成21年度末までに契約締結が予定されている案件に係る契約の点検を行い、センターが「点検前に自ら改善することとした内容」について、特段の指摘事項はなく、適切・妥当等と判断され、これを踏まえた「随意契約等見直し計画」について審議の結果、了承された。</p>		
<p>7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。</p>	<p>7 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。このため、必要な準備を進める。</p>	<p>大学評価・学位授与機構との統合の状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>	<p>○「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）（以下、「整理合理化計画」という。）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、当面凍結されたことを踏まえ、本年度においては特段の措置は講じなかった。</p>	<p>—</p>	

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言 効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。	1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言 効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、下記のとおり、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言事業を実施する。	国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○各事業において、適切な取組が行われている。
① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。	① 国立大学法人等の適切な財産管理等に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行う。	①各国立大学法人が抱える共通の課題の処理実績の収集及び情報の提供の実施状況						○各国立大学法人等の共通課題の処理実績の収集・情報提供 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行っている。具体的には、センターは、国立大学法人等からの相談によって蓄積されたノウハウや専門家を活用することによって、当該相談に対する助言等を行っているところである。 平成21年度は、24件の相談があり、当該相談には全て適切に対応した。 また、9月に開催された国立大学法人等施設整備に関する説明会（文部科学省主催）において、センター審議役から、「国立大学法人が、センターの抵当権が設定されている敷地を第三者に貸与する場合の留意点」について説明した。		
② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。	② 個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。	②法律相談等の実施状況						○外部の専門家を活用した法律相談等 センターが、国立大学法人等の財産管理に関する相談のうち、高度、かつ、専門的な内容を含む相談を受けた場合には、弁護士等の専門家に法律相談を行い問題の解決を図っている。 平成21年度の相談件数は、24件（うち7件は弁護士等への法律相談）であった。		
③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を年2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	③ 国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。	③研究協議会の実施状況						○研究協議会の実施 国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、国立大学法人等関係者を対象として、年2回の研究協議会を以下のとおり開催した。 【第1回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】 テーマ： （1）国立大学法人等の省エネ対策への取組について （2）千葉大学における学生主体の環境マネジメントの経緯・運用・成果について （3）国立大学法人の資産債務改革に関する取組状況について （4）新たな整備手法による施設整備の取組状況 （5）事例紹介 （5-1）名古屋大学 附属病院図書館空調設備へのESCO事業導入について （5-2）福岡教育大学 寄付による整備【屋外環境】 （5-3）宮崎大学 借用によるスペースの確保【サテライト歯科】について 開催日：平成21年5月18日（月）13：00～17：15 場所：学術総合センター一橋記念講堂 対象者：国立大学法人等関係者 参加者数：273人		

【第2回 国立大学法人等の財産管理に関する研究協議会】

テ ー マ :

- (1) 国立大学法人等の資産の現状と課題について
- (2) 不動産登記の必要性とその効果－国立大学法人も私法の
享有主体－
- (3) 国立大学法人施設の有効活用に関する取組状況
- (4) 知の拠点－我が国の未来を拓く国立大学法人等施設整備の
設備充実について
- (5) 事例紹介
 - (5-1) 九州工業大学 弾力的な施設運用による共同研究・
受託研究等の拡充
 - (5-2) 秋田大学 地方公共団体からの補助金によるがん診療機器
及び施設の整備

開 催 日 : 平成21年9月29日(月) 13:00~17:00

場 所 : 学術総合センター一橋記念講堂

対 象 者 : 国立大学法人等関係者

参加者数 : 267人

また、参加者に対してアンケートを行った結果、「大変参考になった」、「参考になった」と回答した者の割合が、第1回目においては94.5%、第2回目においては83.6%となり、参加者の満足度は高かった。

さらに、当センターホームページの「施設整備の情報提供」のページに、過去の研究協議会の会議資料を掲載するなど、積極的な情報提供に努めた。

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	2 施設費貸付事業及び施設費交付事業	施設費貸付事業及び施設費交付事業の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○所定の事業において、円滑に実施された。
<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p>	<p>(1) 施設費貸付事業</p> <p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p>	①施設費貸付事業の実施状況	委員の協議により評価を決定					<p>○施設費貸付事業の実績</p> <p>本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、32 国立大学法人（87 事業）に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、58,170 百万円の貸付を行った。</p> <p>なお、翌年度繰越額 184 百万円については、例年がない大雪のため、工事の工程に遅れが生じたことなどの原因によるものである。</p> <p>また、貸付不用額 3,299 百万円については、国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定額との間に差額が生じたため、貸付を行う必要がなくなったためであり、その他については当初計画に基づき国立大学法人の資金需要に応じ、円滑に事業を実施した。</p>	A	○国立大学法人の資金需要に応じ、施設費貸付事業が適切かつ円滑に実施された。
<p>② 貸付けに当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。</p>	<p>② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。</p>	②償還確実性の審査等の実施状況	<p>○償還確実性の審査等</p> <p>a 審査に係る規程等</p> <p>施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程（平成 16 年 8 月 2 日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程（平成 16 年 8 月 2 日理事長決定）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準（平成 16 年 8 月 2 日理事長決定）」及び「審査基準等の運用手続き（平成 18 年 3 月 15 日理事長決定）」に基づき適正に審査を実施した。</p> <p>b 具体的審査内容</p> <p>本年度は、前年度の国立大学法人からの文部科学省への概算要求時及び借入金認可申請時における事前審査、国立大学法人からセンターへの借入申請時における本審査を実施した。</p> <p>事前審査は、国立大学法人の概算要求時に文部科学省における翌年度の貸付対象事業の選定に資するため、償還確実性を中心に実施した。さらに文部科学省への借入金認可申請時における審査においては、事業内容、借入時期の妥当性及び収支見込みの妥当性について審査を実施した。</p> <p>国立大学法人からの借入申請時における本審査においては、①事業内容、②償還能力、③担保力について総合的な審査を実施した。①については申請内容が文部科学大臣の定めた範囲内であるかどうか、②については借入金及び債券発行残高が診療収入の 100 分の 400 以内であるかどうか、及び借入金等元利償還額が事業年度における診療収入の 100 分の 30 以内であるかどうか、③については担保物件の評価額が債務残高を超過しているかどうかについて審査を実施した。</p> <p>c 貸付金債権の管理</p> <p>貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出させ、貸付事業の実施状況及び担保物件の異動状況等について確認を行った。</p> <p>また、国立大学法人の財務諸表確定後に財務状況について報告させるとともに、「経営管理の指標に関する資料」により、附属病院に係る診療収入及び医業費用等の推移を確認し、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。</p>							

③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

③財源調達の実施状況

○施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

本年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から 51,395 百万円（平成 20 年度からの繰越額 377 百万円を含む）の長期借入を行った。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から 5,000 百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行にあたっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問及びホームページの整備等 IR 活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を取得した。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社及び格付機関の選定については企画競争を実施し、主幹事証券会社については、6 社から応札があり、うち 2 社を選定、また、格付機関については、1 社から応札があり、当該業者を選定した。

【センター債券発行状況】

発行総額（額面価額）	50 億円
格付け	AA+（㈱格付投資情報センター（R&I））
引受並びに募集の取扱者	三菱UFJ証券㈱及び野村證券㈱
募集の受託会社	㈱三菱東京UFJ銀行

c 再貸付の実施

本年度においては、平成 17 年度から平成 19 年度までに発行したセンター債券の貸付に係る元金相当額 1,666 百万円及び平成 19 年度及び 20 年度に実施した再貸付に係る元金相当額 123 百万円の回収が行われた。その内 1,759 百万円と、平成 20 年度に回収したセンター債券の貸付に係る元金相当額 15 百万円については、国立大学法人の病院特別医療機械整備費への貸付の財源に充当した。なお、残額 31 百万円については、平成 22 年度に満期となる第 1 回センター債券の償還財源としている

d 大学の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付にあたっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は 6 月以降、毎月 1 回実施した。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成 22 年 2 月 3 日に条件決定し、同月 25 日に発行した。

なお、大学での工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各国立大学法人から、月に 1 度、資金計画表、支払い日程調査表の提出を求め、未契約等の場合には、各国立大学から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し確認するなど連絡を密にして対応した。

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちにセンターに報告するよう、国立大学法人等に対し、メールマガジン及び電子メールにて周知した。

e 金融市場の状況把握

資金調達、特にセンター債券発行に向けて、金融市場の状況などを把握するため、証券会社等民間機関が主催するセミナーへ参加した。

【セミナー参加状況】

○21.6.26	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	3名参加
○21.9.25	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	2名参加
○21.12.4	資本市場セミナー（三菱UFJ証券（株））	1名参加
○22.1.12	マクロセミナー（みずほ証券（株））	3名参加
○22.2.3	大和証券セミナー（大和証券（株））	3名参加

<p>④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。</p>	<p>④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。</p>	<p>④債権回収及び債務償還の実施状況</p>		<p>○22.2.15 日興コーディアル証券セミナー (日興コーディアル証券(株)) 1名参加 ○22.3.5 資本市場セミナー(三菱UFJ証券(株)) 1名参加 ○22.3.24 マクロセミナー(みずほ証券(株)) 2名参加</p> <p>○債権回収及び債務償還の状況 独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施(回収・償還は毎年度9月及び3月)した。 また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取(毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取)、財務諸表等の徴取(貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取)を実施したほか、8国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。 本年度の債権回収については、要回収額10,625百万円に対し、10,625百万円を回収し、回収率100%であった。また、債務の償還については、回収した金額のうち8,835百万円を財政融資資金に償還した。 なお、平成22年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。</p>		
<p>(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p>	<p>(2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p>	<p>①施設費交付事業の実施状況</p>	<p>委員の協議により評定を決定</p>	<p>○施設費交付事業の実績 本年度は、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、90国立大学法人等(100事業)に対し、施設整備等に必要な資金23,309百万円を交付した。 なお、交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行ったところであり、本年度は計画どおり円滑に実施できたところである。</p> <p>○施設費交付事業の財源の確保 国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部をセンターに納付する仕組みとなっており、本年度は、6国立大学法人及び1大学共同利用機関から13,278百万円が納付された。 また、センターが承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地について、平成21年4月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金6,800百万円及び平成21年6月にセンターが所有し、同法人に賃貸している未売却持分の土地使用料592百万円(※1)の収入があった。 さらに、施設費交付事業の財源とするため、施設整備勘定の資金を国債購入により運用し、32百万円(※2)の運用益を得たところである。 ※1 土地使用料592百万円のうち119百万円は当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額473百万円が、施設費交付事業の財源となる。 ※2 32百万円は平成21年度における現金収納額。その他平成22年度に満期となる国債に係る利息が0.3百万円ある。</p>	<p>A</p>	<p>○財源確保を含め、施設費交付事業が適切かつ円滑に実施された。</p>
<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。</p>	<p>②適正な事業実施を確保するための取組状況</p>		<p>○施設費交付事業の適正な実施 施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱(以下、交付要綱という)」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、センターは、各国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めと合致したものか、などについて審査し、適正と認められたため交付決定を行った。 また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出された実績報告書につ</p>		

						<p>いて、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められたために交付金の額の確定を行った。</p> <p>これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、10 国立大学法人に対して、交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。	3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する調査及び研究を行う。	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究の実施状況（下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価）	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○今後の国立大学経営に資する調査研究が着実に遂行されており、一定の成果を上げている。 ただし、調査・研究が研究として終わるのではなく、今後、センターの事業展開に明確に活かされていくことが望まれる。
① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。 特に、国立大学法人の基盤的教育研究経費の水準及び授業料の在り方について、国際比較や国内の実証的データの分析等に基づく調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。	① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進める。 特に、平成19年度から開始した法人化後の基盤的な教育研究経費水準と授業料収入のあり方に関するプロジェクト研究を継続し、国内における歴史的な研究および実証的研究、海外との比較研究をさらに進める。今年度は関連文献・資料・データの収集を実施する。また、国立大学の組織・運営や財務管理等について、学長らを対象に実施したアンケート調査結果の詳細分析をとりまとめ、中間報告を行う。	①大学の財務・経営に関する調査研究活動の状況						○国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究 国立大学法人の基盤的資金は政府から交付される運営費交付金であるが、効率化係数や経営改善係数により年々削減がなされている。このような背景を踏まえ、平成19年度から「国立大学法人における基盤的教育研究経費に関する研究」をテーマに、今後の国立大学法人における基盤的教育研究経費の在り方について研究することとした。この研究は、国立大学法人がその使命を十分に果たすため、持続可能な活動基盤を作る上でどの程度の財務資源を必要とするかを探究するものであり、法人の健全かつ安定的な運営に資するとともに、センターの融資等業務の確実な実施を支援するものである。具体的には、国公立大学予算の積算根拠に関する歴史的な研究、「学生一人あたり教育費」や「教員一人あたり研究費」などの教育研究の単位コスト（unit cost）に関する実証的研究、政府予算・補助金の算出根拠に関する国際比較研究の3領域において研究を進めるとともに、これらを発展・統合していく方針である。以上を通じて、諸外国における大学に対する政府予算・補助金の決定方法の理論と実践から、我が国に適用できる要素や、国立大学法人の単位コストを明らかにするとともに、基盤的教育研究経費の概念を整理し、国立大学法人の基盤的教育研究にかかる必要額の算出方式を検討しようとするものである。 平成21年度は、まず歴史的経緯に関する調査では、国立大学の授業料や積算校費がどのような理由によって変遷してきたのかを明らかにするため、国会での議論や当時の資料を元に中間的な成果をまとめ、研究報告第11号に発表した。また、これに加え、公立大学の地方交付税基準財政需要額単位費用のデータ収集を公立大学協会や地方自治総合研究所の協力のもとに進めており、その研究成果を平成22年5月29日～30日に行われる日本高等教育学会で発表する予定である。次に国内の実証的研究については、平成20年12月から平成21年2月にかけて、国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、学長と財務担当理事からの回答については100%の回収ができた。その後、迅速にデータの入力・確認・整理作業を進め、一次的な集計・分析結果を報告書にまとめ、平成21年6月に全国の国立大学法人等に配布した（803部）。また、この集計・分析結果については、日本高等教育学会（平成21年5月23日）で別途発表を行った。このアンケートのデータについては、その後さらに詳細な分析を進め、平成22年3月26日に『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』を刊行するとともに、シンポジウムを開催した（報告書配布部数181部）。また、国内の実態把握として、平成21年7月3日に帯広畜産大学に訪問調査を実施した。 最後に国際比較研究については、まず平成19年度に米国高等教育管理者協会（SHEEO）と共同で実施した米国州政府から州立大学への予算配分方法に関する調査結果については、独自の詳細分析を加えた結果を、米国の4州における事例紹介を含めて日本高等教育学会（平成21年5月23日）で発表した。また、同発表内容を論文にまとめ、後述の研究紀要および研究報告第11号にて公表している。さらに、この研究を発展的にまとめた内容を、平成22年4月30日～5月4日に行われる米国教育研究学会（AERA）年次総会で発表することが決まっている。その他、平成22年1月31日～2月7日の間、ニュージーランドにてインタビュー		

調査を実施し、同国大学学長会議、高等教育委員会、ヴィクトリア大学、カンタベリー大学などを訪問した。具体的には、2006年に第2回目の研究評価を終了した「業績ベース研究資金制度」(PBRF)の制度レビュー結果と次回2012年の評価への展望、2008年度から本格導入された「高等教育投資システム」と呼ばれる新しい予算制度および業績管理制度の実施状況について、政府および大学の両方から最新情報を入手することが出来た。特に「努力と成果」を反映した資金配分の利点・弱点に関する同国のレビュー結果は、今後の日本の制度を見直すにあたり有益と考えられる。

こうした研究の進捗にあわせて、平成21年度中に4回の研究会を開催し、検討を深めた。

○国立大学における授業料の設定等に関する研究

国立大学の法人化により、各国立大学は、法人化前は国が一律に設定した授業料を、国が設定する範囲内で自由に決定できるようになった。授業料は、国立大学法人の経営に大きな影響を与えるだけでなく、機会均等の確保や奨学金の在り方など、他の高等教育政策にも関わり、様々な観点から多様な検討が求められる。このため、平成19年度から「パブリックセクターの高等教育機関における授業料の国際比較研究」を実施している。この研究は、上記の基盤的教育研究経費の研究と表裏をなしており、国立大学法人の持続可能な活動基盤を支える財源規模を公財政と家計でどのように分担するかを扱ったものである。法人の健全かつ安定的な運営を担保し、センターの融資等業務の確実な実施を支援するために行われている。

具体的には、アメリカ及びヨーロッパ主要国との比較分析を行うとともに、各国立大学の授業料水準の動向や、明治期から現在に至るまでの授業料水準に関わる時系列的分析、授業料が大学財務経営に与える影響の検討などを行い、日本の高等教育行政政策、大学経営財務に関して有効な知見を得ようとするものである。

平成20年度に国立大学授業料の時系列分析を行い、戦後の推移とその変動のもとになった国会審議過程の議事録や関連資料の収集を進めたが、その成果をまとめた上で後述の研究報告第11号に発表した。また、①で先述したとおり、平成20年12月～平成21年2月にかけて、各国立大学の学長、財務担当理事、学部長を対象にアンケート調査を実施し、授業料制度と学内の独自学生支援制度に関する現状と将来的方向性などに関する設問への回答を得た。学内奨学金や授業料免除制度の要件が学生・家計の経済状況重視にシフトしつつある点などを指摘した分析結果については、平成22年3月26日開催のシンポジウムにて発表を行った。そして、帯広畜産大学訪問時には、授業料の設定幅に対してどのように対応しているかを調査した。さらに、平成22年3月にオーストリアのグラーツ大学に訪問した際には、少額のフィーチャージに関する法的仕組みなどの情報を収集した。これらを踏まえて4回の研究会を開催し、議論を深めた。なお、授業料は公財政支援と並ぶ大学の主要な収入源であり、これらは基盤的教育研究活動を支える財源となるため、①の基盤的教育研究経費に関する研究と有機的に関連づけたアプローチを採用している。

○国立大学附属病院の経営実態に関する研究

平成21年9月から国立大学附属病院の経営実態把握のため、各大学等の収集分析しているデータの整理、経営管理及び財務管理システムの運用状況、大学病院としての特殊性等の経営への影響等について調査研究を本格的に開始した。国立大学附属病院は、我が国の先進的な医療の実践機関として、またその先進的な医療を支える医療人の養成機関として、或いは、近年の医師不足など医療の危機的な状況に対し地域医療の最後の砦として、その存在意義、役割はますます高まる一方となっている。他方、国立大学附属病院に対する国からの支援は、病院運営費交付金が毎年減少していること、施設・設備の規模(減価償却費)に対して十分な経費が確保されていないことなど、国立大学附属病院を取り巻く財政的な環境は非常に厳しい状況となっている。本センターでの調査研究は、このような状

					<p>況をより正確に把握、分析することなどにより、国立大学附属病院の効率的な運営、ひいては国立大学附属病院に対する適切な国からの支援に繋がっていくものと考えている。また、本調査研究は、センターが行う病院再開発に対する融資等業務にも有効に活用できるものと認識している。なお、この取り組みは、文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果において調査・研究の必要性が指摘されたこと、平成21年6月18日参議院文教科学委員会において、国立大学附属病院の運営状況の把握等の必要性が議論されたことにも的確に応えるものである。</p>
<p>② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。</p> <p>特に、持続可能な高等教育財政の確立に資するため、大学に対する予算及びファンディングシステムに関する調査研究を実施し、研究成果をとりまとめる。</p>	<p>② 高等教育財政に関連する内外の動向を踏まえた調査研究を進める。本年度は、米国、英国、中国を中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。また、各国の大学の設置形態について比較研究を行う。</p>	<p>②内外の高等教育財政に関する調査研究活動の状況</p>			<p>○高等教育機関設置形態に関する国際比較研究</p> <p>平成21年度は、国立大学法人の第1期中期目標期間終了年度であり、この重要な時期に際して、現行法人制度の位置づけを国際的見地から確認し、今後の制度的発展に向けた議論に資するため、前年度に引き続き先導的の大学改革推進委託事業を文部科学省から受託し、米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国、韓国と我が国との比較を通じた大学の設置形態に関する調査研究を実施した。この研究は有識者による委員会形式で進められ、平成21年度は合計5回の研究会を開催している。このうち平成21年6月23日の研究会では、ドイツとフランスにおける高等教育制度の概況について、金子勉氏（京都大学）と白鳥義彦氏（神戸大学）から包括的な説明を受けた。国内の訪問調査については、平成21年9月3-4日に北九州市立大学と下関市立大学に訪問調査を実施している。</p> <p>平成21年10月24日～31日には、オーストラリアへの訪問調査を実施し、教育雇用省、大学協会、グループ・オブ・エイト、品質保証機関、ビクトリア州政府、オーストラリア国立大学、キャンベラ大学、メルボルン大学、オーストラリア・カトリック大学からの情報収集・意見交換を実施した。特にラッド労働党政権下で大きな方針転換を迎えている点について詳細な現地情報を得ることが出来た。この訪問調査での収集情報については、平成21年11月18日に、メルボルン大学教授のサイモン・マージンソン氏と在日オーストラリア大使館のケネス・ホー氏を招き、内容の詳細な確認を実施した。さらに、平成21年11月26日-12月6日には、ドイツとフランスの訪問調査を実施した。ドイツでは、連邦教育研究省で連邦ベースの高等教育政策とガバナンス構造について調査し、個別の州政府では、近年、財団立大学の設立を進めたニーダーザクセン州の科学文化省を訪問して、新しい設置形態の目的と現状での成果・課題等を確認した。その他、ベルリン自由大学、ベルリン・フンボルト大学およびハノーヴァー獣医科大学に訪問し、オスナーブルック大学学長経験者へのインタビューも実施した。フランスでは、高等教育研究省で高等教育の制度設計全体と2007年大学自由責任法の目的、改革内容、新しい自立的大学設置形態の詳細情報を確認した。その他、高等教育・研究評価機関（AERES）、研究資金配分機関（ANR）、連合高等教育機関（PRES）の一つで複数の有カグランゼコールが設立したパリテックなどを訪問し、業績管理制度の概要、研究評価と研究資金配分の状況、国立研究機関と高等教育機関の連携状況、複数の機関の協力による競争力向上策などについて情報を収集した。</p> <p>平成21年度末でこの研究の取りまとめを行い、報告書を作成した。</p> <p>○米国における州立大学の財政・財務に関する調査・研究</p> <p>米国については、平成21年11月9-10日に米国大学経営管理者協会（NACUBO）の研究会に参加し、米国の大学の予算実務担当者からみた、米国の高等教育財政の現状と機関ベースにおける対応策について、情報収集と意見交換を行った。また、平成22年3月1～5日の間、米国・シカゴで開催された比較国際教育学会（CIES）年次大会に参加し、その高等教育部会において大学改革の世界的動向と財政問題に関する情報収集と意見交換を行った。</p> <p>○欧州における大学の財政・財務に関する調査・研究</p> <p>平成21年8月23-26日にリトアニアで開催された欧州高等教育学会（EAIR）の年次フォーラムにおいて、英国を含めた欧州の高等教育財政と機関マネジメント</p>

					<p>のトレンド、および教育成果、学術研究、社会への波及効果に関する最新の研究成果について情報収集と研究交流を行った。また、フィンランドにおける新しい大学法にもとづく改革の設計と経過等を上記フォーラム終了後に調査した。具体的には、ヘルシンキ大学の財務担当者から政府交付金の配分方法の変更点やそれにもなう内部予算制度の改革についての詳細情報を得た。さらに、複数の専門が異なる単科大学の統合により設立される財団型大学（アルト大学）の制度設計について詳細な情報を得ることが出来た。</p> <p>○中国の高等教育財政に関する調査・研究 中国については、平成20年度の客員教授である北京大学教育学院准教授の鮑威氏と密接に連絡をとり、最新情報の収集に努めている。特に後述の研究紀要では、中国の高等教育財政について2点の投稿を得て、情報提供も積極的に行っている。</p> <p>○その他の国際研究交流 その他には、平成21年5月に国際公会計研究学会（開催地：イタリア・モデナ大学）で「国立大学法人が独立行政法人や国の会計基準と異なるモデルによって運用されていることを、統一的なモデルで運用しているアングロサクソン諸国と比較分析をした」研究成果を報告し、各国の研究者との情報交換と研究交流をかけた。また、平成21年9月には、欧州行政学会（開催地：イタリア・マルタ）で「国立大学における業績主義予算の実証分析」について研究成果を発表し、海外の研究者と知見を交換している。</p>
<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集、国立大学法人の特性に応じた比較及び時系列分析を行う。</p>	<p>③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成20年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析及び過去5年間の時系列比較分析を行う。</p>	<p>③国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料の収集分析の状況</p>			<p>○関係資料の収集 『国立大学の財務 平成21年度版』の刊行に関連して、平成20年度の国立大学法人の財務諸表及びその他財務資料（予算、収支計画、及び資金計画など）を収集した。</p> <p>○国立大学法人の財務・経営に関する分析 収集した財務諸表等の分析について、「国立大学の財務」の取りまとめ方針を検討する会議（国立大学法人財務分析研究会）における検討と併行して、編集の枠組み及び財務・経営に関する分析指標としての指標群（財務の健全性・安定性、活動性、発展性、効率性及び収益性）の研究開発を前年度から継続して行った。 具体的には、国立大学法人法等によって公表が義務付けられている貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及び附属明細書から得られる財務情報等の特質について検討するとともに、国立大学法人の規模、構成等の特性に応じて相互に財務・経営状況を比較できるようグループ分けを前年度までと同様に行った。そして、予算・決算分析については、国立大学法人全体、特性別区分／規模別区分グループ及び個別大学について実施した。 特に今年度新たに追加した分析としては、次のようなものがあげられる。まず、財務諸表が5年度分揃ったことにより経年比較分析を実施したこと。次に附属学校のセグメント情報が附属学校を持つほとんどの大学で整備されたため、そのデータを利用して分析指標の拡充を図ったこと。国立大学の損益計算書を企業会計ベースに直した場合の損益状況の試算を継続し、大学類型別に傾向を分析したことなどである。さらに、各国立大学法人の財務・経営情報をよりよく活用してもらうため、A4版1頁でコンパクトに見ることが出来る資料（『国立大学法人財務データ概要』）を新たに作成し、全国の国立大学に配布した。こうした成果については、『国立大学の財務 平成21年度版』を平成21年3月に刊行し、その刊行記念セミナーも開催した。</p>

<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。</p>	<p>④ OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業に参加するとともに、諸外国の高等教育財務及び経営に関する研究機関との国際交流を推進し、あわせて国内外の大学等の諸機関との研究協力を進める。</p>	<p>④IMHE事業の参加及び内外の関係機関との交流協力の状況</p>	<p>○OECDのIMHE（高等教育機関マネジメント）事業への参加等 OECDのIMHE事業については、平成21年12月に、ラトビア・リガで開催された高等教育機関における施設マネジメントに関するIMHE会議に参加し、主として欧州各国の大学施設整備の状況について情報収集を行った。また、2010年は欧州高等教育圏（EHEA）形成（ボローニャ・プロセス）の目標年となっているため、欧州の高等教育の動向には特に注目し、平成21年11月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された欧州大学協会（EUA）主催第4回欧州品質保証フォーラムに参加し、情報交換と意見交流を行った。さらに、平成22年3月には、EUAのTrend2010発表会議（オーストリア・ウィーン）に参加し、大規模なアンケート調査をもとにしたボローニャ・プロセス最終年の総括をいち早く確認した。</p> <p>○外国人研究員（客員教授）の招聘 平成21年度は、外国人研究員（客員教授）として、ノルウェーのオスロ大学教授のトム・クリステンセン氏を平成21年8月に招聘し、日本の国立大学法人制度を国際的視点から検討するとともに、ノルウェーの高等教育制度との比較研究を実施した。その成果は、ワーキングペーパーとして取りまとめられている。</p>	
<p>⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を年5回程度、シンポジウムを年1回、講演会を年2回程度開催し、また、研究紀要を年1回、研究報告などを随時刊行する。</p>	<p>⑤ 上記調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するとともに、高等教育財政・財務研究会を5回程度、シンポジウムを1回、講演会を2回程度開催し、また、研究紀要を1回、研究報告などを随時刊行する。</p>	<p>⑥調査研究成果の公開状況</p>	<p>○高等教育財政・財務研究会 高等教育財政・財務研究会は、参加者のニーズに応じて適時適切な内容を設定し、かつ土曜日開催として参加しやすくするなど工夫して実施しており、その評価は高く、今後も引き続き時宜を得た内容を提供していく予定である。本年度は、第2期中期目標期間にかかる課題を学長経験者を中心とした方々からお話し頂き、平成21年4月18日、6月20日、9月12日、12月12日、2月27日に計5回開催した。</p> <p>○シンポジウム 外部の研究者等からの知見等を得ることなどを目的として毎年シンポジウムを開催している。平成21年度については、平成22年3月26日に全国の国立大学学長・財務担当理事・学部長に宛てたアンケートの分析結果をもとに、「国立大学法人第2期中期目標・計画期間の課題」と題したシンポジウムを開催した。 なお、このシンポジウムとは別に、平成22年3月25日に、「国立大学の財務 平成21年度版」の概要と分析結果を説明するためセミナーを開催している。</p> <p>○講演会 海外における高等教育の財政・財務に関する最新状況を捉えるため、外部の研究者や本センターの外国人研究員（客員教授）による講演会を年2回程度開催している。平成21年度は、平成21年7月14日に『大学の反省』を読み直す』をテーマに、猪木武徳氏（国際日本文化研究センター所長）による講演会を開催した。また、平成21年8月20日には、「大学のガバナンス構造－国際的視点から見た日本の国立大学制度－」をテーマに、トム・クリステンセン氏（オスロ大学教授）による講演会を開催した。 さらに、平成21年9月25日には、ペンシルバニア大学教授のロバート・ゼムスキー氏を招聘し、米国の高等教育改革の動向について講演会を開催した。</p> <p>○研究紀要 センターの専任教員及び客員教員の研究論文を中心として研究紀要を刊行しており、平成21年度は平成21年8月に『大学財務経営研究』（第6号）を刊行した。</p> <p>○研究報告等 先述のとおり、アンケート集計・分析結果についての中間報告書を平成21年6月に、さらに国立大学財務・経営センター研究報告第11号『国立大学法人における授業料と基盤的教育研究経費に関する研究』を平成21年8月に刊行し、全国の</p>	

					<p>国立大学法人等に配布した。また、上記のシンポジウム開催に合わせて『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書』を刊行し、全国の国立大学に配布した。さらに、ディスカッションペーパー「国立大学法人化の目指したものは達成されたか?!」(前熊本大学学長・崎元達郎氏)を平成22年1月に刊行している。</p> <p>研究部の刊行物は、基本的にすべて当センターのウェブサイトで公開しており、平成21年4月～平成22年3月のダウンロード件数は総計15,662件となっている。</p> <p>○基盤的調査研究の成果 その他各専任教育研究職員の基盤的調査研究の成果は資料14のとおりである。</p> <p>○社会貢献 高等教育財政・財務に関連して文部科学省等の審議会・研究会に学識経験者として次のとおり参加し、社会貢献の役割を積極的に果たした。</p> <p>山本 清 文部科学省国立大学法人評価委員会臨時委員 丸山 文裕 文部科学省政策評価に関する有識者会議委員 水田 健輔 文部科学省今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議キャンパス計画検討ワーキンググループ委員 澤田 佳成 国立大学協会経営支援委員会病院経営小委員会委員</p>	
--	--	--	--	--	--	--

中期計画	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
4 財務・経営に関する情報提供等 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を実施する。	4 財務・経営に関する情報提供等 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、下記のとおり、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を実施する。	財務・経営に関する情報提供等の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評定を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	A	○国立大学法人等の財務・経営の改善に資するための支援事業については、着実に実施されている。 ○情報提供が着実に実施された。
(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。 ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを毎年1回程度開催する。	(1) 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供 ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。 ② 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための参考資料として、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、必要に応じて改善を図る。 ③ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。	①財務及び経営の改善に資するための情報提供の実施状況						○財務・経営に関する調査研究成果の提供 平成21年5月に開催した「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」において、当センターの刊行物を配布した。また、平成21年8月に「大学財務経営研究第6号」を刊行、また、10月には「研究報告第11号」を刊行し、各国立大学法人等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。 なお、冊子希望者に対し随時配布を行っている。 〈〈配布件数〉〉(平成22年3月末現在) ○大学財務経営研究第6号 574冊 ○研究報告第11号 601冊 ○「国立大学法人経営ハンドブック」の作成・配布 「国立大学法人経営ハンドブック第3集」を広く一般に情報提供し、その活用の促進を図るため、本センターホームページに掲載している。 また、「国立大学法人経営ハンドブック第1集」の電子化を行った。平成22年度にホームページへ掲載する予定である。 ○「国立大学の財務」(平成21年度版)の刊行・提供 平成20事業年度国立大学法人決算に基づいた、財務諸表等データの集計・分析業務等を平成21年10月より開始し、その結果を取りまとめ、「国立大学の財務」(平成21年度版)として、平成22年3月に刊行した。 〈〈配布件数:553冊(平成22年3月末現在)〉〉 なお、国立大学法人の財務担当者等を対象に、「国立大学の財務(平成21年度版)刊行記念セミナー」を平成22年3月に開催し、「国立大学の財務」について、研究部の教員から詳細に解説した。 ○「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」の開催 国立大学法人等における財務・経営に関する情報の提供・交流のために、国立大学法人の財務担当部長及び財務担当課長を対象にした「国立大学法人等財務管理等に関する協議会」を平成21年5月に開催し、文部科学省からの財務管理等に関する情報提供、国立大学法人の財務に関する課題処理等、事例紹介を行うなど情報提供・交流を実施した。 平成21年度の新しい取組みとして、各大学の参考とするため財務レポートや環境報告書を収集、展示した。 また、各国立大学法人等における財務レポート及び環境報告書の作成の参考に資するため、センターのホームページにこれらへのリンクサイトを作成し、公開した。 ○「国立大F&Mマガジン(メールマガジン)」の発刊 本センターの情報提供活動の一環として、各種事業イベント案内、文部科学省からの情報、大学における経営実績レポート、経営相談Q&A情報等をタイムリーに提供することを目的に平成18年5月より「国立大F&Mマガジン」を原則		

<p>(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。</p>	<p>(2) 財務・経営の改善に関する協力・助言 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。</p>	<p>②財務・経営の改善に関する協力・助言の実施状況</p>		<p>月1回発行している。(本年度実績12回) また、バックナンバー等をホームページに掲載するとともに、読者の関心の高い特別寄稿等については別途閲覧可能とするなど、広く普及に努めている。 《配信件数：2,849件(平成22年3月末現在)》</p> <p>○実務の現場で活躍する各国立大学法人等の部・課長等を、経営相談室の財務経営支援研究会もしくは病院経営支援研究会の調査・相談員として委嘱し、それぞれの研究会において、国立大学法人等の現場で直面している問題の解決や業務の改善に資するため、先進事例の収集、国立大学法人等の職員自ら企画・実施する勉強会の開催等の活動を展開した。 『財務経営支援研究会調査・相談員 16名』 『病院経営支援研究会調査・相談員 16名』</p> <p>【財務経営支援研究会】 ○取組事例の情報提供 各国立大学法人の先進事例等の取組事例を取りまとめ、情報提供することを目的に、実績報告書からの抽出作業を行い、「平成20事業年度国立大学法人財務・経営に関する取組事例」としてホームページに掲載した。 さらに、その中から3つの事例について調査・相談員による訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。 調査概要については、平成22年度早々に情報提供する予定である。</p> <p>○アンケート調査の実施 各国立大学法人において今後の業務に資する情報となることを期待し、調査・相談員等の協力のもとアンケート様式等を作成のうえ、大学経営における先進的取り組みに関するアンケート(授業料等・人事評価)を実施した。 なお、授業料等については、すべての国立大学法人、人事評価については、76の国立大学法人から回答いただき、定量的データに加工のうえ、国立大学法人へ調査結果をフィードバックした。</p> <p>○第3回国立大学法人若手職員勉強会の開催 経営相談事業の一環として、国立大学等の経営向上及び継続的な発展を支援することを目的として、国立大学法人等の若手職員を対象とした勉強会を開催した。 私立大学教授による基調講演、全体討議・分科会・発表等の内容で現場職員の目線で企画・構成され、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、分科会等の討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 『開催日：平成21年11月12日～13日』 参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会、113名』</p> <p>○第2回国立大学法人係長クラス勉強会の開催 経営相談事業の一環として、実務面でのリーダーとして一層の資質向上及び企画力・判断力を備えることが重要である国立大学法人等の係長クラスを対象とした勉強会を開催した。 独立行政法人理事による基調講演、グループワーク・全体討議といった内容で現場の係長自らが企画・構成し、活発な議論等が行われた。 さらにフォローアップとして、グループワークの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。 『開催日：平成22年1月20日～21日』 参加者数等：国立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校機構、国立大学協会 84名』</p>	<p>○活発な勉強会やワークショップなどは各国立大学法人の強力な支援になっている。</p>
---	---	--------------------------------	--	---	---

【病院経営支援研究会】

○取組事例の情報提供

各国立大学附属病院の先進事例等の取組事例を情報提供するため、各国立大学附属病院より先進事例等について推薦いただき、取りまとめた結果を情報提供した。

さらに、取りまとめた事例の一部について取組事例ワーキンググループによる各国立大学附属病院への訪問調査を行い、調査結果について取りまとめた。

調査結果については、平成22年度早々に情報提供する予定である。

○第3回国立大学附属病院若手職員勉強会の開催

経営相談事業の一環として、モチベーションの向上、スキル向上、人脈ネットワークの構築等、国立大学附属病院の活性化を目的として、国立大学附属病院の若手職員を対象とした勉強会を開催した。

病院事務部長からの基調講演、パネルディスカッション・ワークショップ・発表・全体会といった内容で病院の若手職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、各ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成21年11月19日～20日

参加者数等：国立大学附属病院、文部科学省 97名』

○人事労務ワークショップの開催

各国立大学附属病院における「病院職員としての明確な将来像を見出すこと」を目的として、国立大学附属病院の人事労務系の職員を対象としたワークショップの開催した。

人事労務の専門家による講演、グループワーク・全体討議といった内容で、病院の人事労務系職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

『開催日：平成21年10月13日～14日

参加者数等：国立大学附属病院 56名』

○医事ワークショップの開催

各国立大学附属病院において、病院収入確保上からも重要である医事業務について、現場実務での課題・事例に基づく情報の共有化を目的として、国立大学附属病院の医事担当者を対象としたワークショップを開催した。

民間病院職員の基調講演、ワークショップ・発表及び全体討議といった内容で医事担当職員が企画・構成し、活発な議論等が行われた。

さらにフォローアップとして、ワークショップの討議結果を取りまとめ、ホームページに掲載した。

『開催日：平成22年2月18日～19日

参加者数等：国立大学附属病院 83名』

【経営相談等】

○若手職員勉強会（財務経営・病院経営）、（病院経営）契約手法改善ワークショップ参加者、医事ワークショップ参加者によるメーリングリストを作成し、相談、情報提供、情報交換等に活用した。

・勉強会メーリングリストの活用による相談等件数 85件

【財務経営 6件 病院経営 79件】

・契約手法改善WS・医事WSメーリングリストの活用による

相談等件数 218件

【契約WS 138件 医事WS 80件】

<p>(3) 大学共同利用施設の管理運営</p> <p>① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。</p> <p>施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。</p> <p>施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。</p> <p>ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実</p> <p>イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実</p> <p>ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供</p> <p>エ) 業務の外部委託の促進</p> <p>② 施設の設置目的を考慮しつつ、平成16年度から平成19年度における5割の稼働率を踏まえ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。</p> <p>③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。</p>	<p>(3) 大学共同利用施設の管理運営</p> <p>① 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。</p> <p>施設の有効利用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。</p> <p>施設利用促進のため、次のサービスの向上等を図る。</p> <p>ア) 会議室等に係る案内書等の作成・送付による広報活動の充実</p> <p>イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスの充実</p> <p>ウ) 求めに応じた施設利用に伴う会場設営等のサービスの提供</p> <p>エ) 業務の外部委託の促進</p> <p>② 施設の設置目的を考慮しつつ、6割程度の稼働率の達成を目指し、有効利用が図られるようにする。</p> <p>③ 利用者のアンケート調査について、回収率の向上にも留意しつつ、利用者のうち満足している者の割合が、平成16年度から平成19年度における実績の平均以上となるよう、各種サービスの質的向上に努める。</p>	<p>③大学共同利用施設の管理運営の実施状況</p>	<p>○大学共同利用施設については、適切な管理運営の実施と効率化を図るために、利用者サポート業務及び会場設営サービス業務、予約受付業務などの管理業務全般について、引き続き、業務委託により実施した。</p> <p>○施設の利用促進</p> <p>ア) 広報活動の充実</p> <p>大学共同利用施設の利用促進については、稼働率の向上を目指し、引き続き会議室等に係る利用案内の窓口配布、当センター主催の会議等の際に宣伝及びパンフレットの配布、メルマガにおいて周知する等PRに努めたほか、平成21年度は下記の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットのリニューアル。 ・DMの発送等 <ul style="list-style-type: none"> i) 昨年に引き続き、会員数200名以上の学会、会議コーディネイト会社等へ発送。 ii) 首都圏以外の各国立大学法人及び国公立大学の入試担当課へ発送。 iii) 会議室予約管理システムに登録されている利用者へメールにて発信。 <p>イ) 情報提供サービスの充実</p> <p>共用会議室予約システムにより、センターのウェブサイトから共用会議室の空室状況の確認及び予約申請ができるサービスを提供している。</p> <p>ウ) 施設利用に伴うサービスの提供</p> <p>利用者の要望に応じて、会場の下見サービスや会場設営サービスを実施している。</p> <p>エ) 業務の外部委託の促進</p> <p>平成21年度は引き続き下記について外部委託を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約受付補助業務 ・利用者サポート業務 ・会場設営サービス業務 ・請求補助業務 ・会議室予約管理システム管理業務 <p>オ) その他</p> <p>平成21年度は、会議室201～203の利用促進のため、会議室間の壁を撤去し、一体利用を可能とした。これに伴い3室一体利用時の割引料金の新設を行う料金改訂を行うとともに、その内容をホームページ及びメルマガにより周知を行った。</p> <p>○大学共同利用施設の稼働率</p> <p>平成21年度の平均稼働率は、67.43%（前年度53.69%）であった。前年度比13.74ポイントの増加となり年度計画の目標を達成した。</p> <p>○アンケート調査結果</p> <p>利用者へのアンケート調査の結果、満足度は100%であった。平成16年度から平成19年度における平均満足度91.58%以上となり年度計画の目標を達成した。</p> <p>また、アンケート及び口頭による利用者からの要望については、速やかに対応した。</p> <p>アンケート調査の回収率については、24.05%（前年度12.56%）であった。回収率の向上のための取組として、8月に学術総合センター1階・2階にアンケート箱を設置したほか、アンケート提出に協力していただくよう促した。</p>	<p>○積極的な広報活動の結果、利用率が向上しており評価できる。</p> <p>○利用者満足度のアンケート調査に関しては、回収率が25%程度と低く、今後、回収率を引き上げる必要がある。高い回収率の中で、利用者の満足度を高めていくことが重要。</p>
---	--	----------------------------	--	--

<p>④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。</p>	<p>④ キャンパス・イノベーションセンターの管理・運營業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管までの間、経過措置として、キャンパス・イノベーションセンターの施設の全部又は一部を所有し、管理・運営を行う機関へ必要な貸付けを行う。</p>							<p>○キャンパス・イノベーションセンターに係る経過措置 キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行った。</p>		
<p>(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用 国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等の協力を得て、毎年度必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。</p>	<p>(4) 国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用 国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行う。また、国立大学法人等の協力を得て、これに必要なデータを追加するとともに、必要に応じて改善を図る。</p>	<p>④国立大学法人財務・経営情報提供システムの運用状況</p>					<p>○国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、各国立大学法人等の経営改善の検討に資するため、平成 20 年度決算データの整理・追加等を行い、平成 22 年 3 月から追加データを含めた供用を開始した。また、利用促進のため「データ更新のお知らせ」を利用機関に周知した。 平成 21 年度は、新たに 2 国立大学法人から利用登録申請があり、平成 21 年度末における利用登録は、80 国立大学法人、4 大学共同利用機関法人、(独) 国立高等専門学校機構、(社) 国立大学協会となった。</p>			

中期計画	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等	
			S	A	B	C	F				
5 国から承継した財産等の処理	5 国から承継した財産等の処理	国から承継した財産等の処理の実施状況 (下記の状況を踏まえ、本項目の総合評価)	委員の協議により評価を決定					左記の事業について、下記のとおり実施した。	B	○広島大学本部地区跡地処分については一層の努力が必要である。	
<p>(1) 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>① 広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。</p> <p>② 東京大学生産技術研究所跡地 独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸付を継続しつつ、売却を進める。</p>	<p>(1) 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。</p> <p>① 広島大学本部地区跡地 地元自治体との協議を進め、可能な限り早期に処分できるよう、その促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。</p> <p>② 東京大学生産技術研究所跡地 独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。 なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。</p>	<p>①旧特定学校財産の管理処分の実施状況</p>						<p>○広島大学本部地区跡地の状況 広島大学本部地区跡地（以下、跡地という）については、広島市が中心となって立ち上げた「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」（以下、プロジェクトという）として、その利用が図られることとされ、その事業予定者が平成19年4月24日に決定された。センターは、その跡地の処分について、プロジェクト事業予定者と協議を進めてきたが、平成20年8月13日に事業予定者の代表会社の民事再生手続きが開始され、同年9月8日に事業予定者から撤退の申し出がなされた。 さらに、次点の事業予定者も協議を行ったが、平成20年12月19日、その事業予定者からも協議中止の申し出がなされた。 このため、広島市及び広島大学において、プロジェクトの事業スキームの再構築の検討がなされ、センターは、平成21年7月末、広島市に対し土地等の取得期限を延長し、さらに、平成22年3月末までに、あらためて土地等の取得期限を協議することを了解した。 その後、広島市から、実現性が高くかつ具体的な事業スキーム案が提示されたため、平成22年3月30日に、センターは土地等の取得期限を平成24年度まで延長することを了解した。 センターとしては、広島市及び広島大学との密接な協議を行い、今後も早期の処分に努めていくこととしている。</p> <p>○東京大学生産技術研究所跡地の状況 東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度より独立行政法人国立美術館に分割購入を前提とした跡地購入のための予算が措置されているところ。 平成21年度は、平成21年4月24日付で独立行政法人国立美術館と当該跡地についてセンター持ち分の売買契約を締結し、5月1日付けで所有権を移転した。また、未売却のセンター持ち分については、貸付を継続して行った。 なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持ち分を売却していく予定である。</p>			<p>○広島大学本部地区跡地については、やむを得ない状況下にあるとはいえるが、所有資産に多額の評価損が発生していることから、一層の進展を期待したい。</p>
<p>(2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>(2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>②承継債務償還の実施状況</p>						<p>○国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還などを実施（回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月）している。 本年度の債権回収については、要回収額66,181百万円に対し、66,181百万円を回収し、回収率100%であった。また、承継債務の償還については、回収した全額を国に償還した。 なお、平成22年3月末現在において、貸倒懸念債権等は存在しない。</p>			<p>○財政融資資金へ確実に償還されていることは評価できる。</p>

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評定	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
<p>1 期間全体に係る予算略</p> <p>2 期間全体に係る収支計画略</p> <p>3 期間全体に係る資金計画略</p>	<p>1 平成21年度に係る予算略</p> <p>2 平成21年度に係る収支計画略</p> <p>3 平成21年度に係る資金計画略</p>	<p>財務状況及び保有資産の管理・運用等の状況</p>	委員の協議により評定を決定					<p>○財務状況</p> <p>一般勘定においては、当期総利益は39,137千円であった。その主な発生要因は、大学共同利用施設の管理運営事業における事業利益19,386千円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額19,728千円によるものである。また、利益剰余金は86,529千円であり、当期未処分利益（＝当期総利益）39,137千円及び前中期目標期間繰越積立金47,392千円※で構成される。</p> <p>※）前中期目標期間に自己収入で購入した固定資産の残存価格であり、現金の裏付けのない会計処理上の金額である。</p> <p>施設整備勘定においては、当期総利益は0千円であった。これは、経常費用46,211,485千円に対し、経常収益42,315,577千円となり、当期純損失が3,895,908千円となったことから、センター法第15条第5項に基づき、センター法第15条積立金取崩額3,895,908千円を計上したことによるものである。また、利益剰余金34,435,901千円は、施設費交付事業の財源のために設けられているセンター法第15条積立金である。</p> <p>平成21年度運営費交付金については、予算額481,969千円に対し、385,218千円を執行した（執行率79.9%）。なお、執行率が低くなった主な要因は、21年度末に退任した前理事長の退職手当の未払額、常勤ポストの欠員が補充できなかったことによる人件費の残額、物件費の効率化による執行残などである。</p> <p>○保有資産の管理・運用等</p> <p>【実物資産】</p> <p>1. 建物、構築物、土地等について、</p> <p>①学術総合センター</p> <p>学術総合センターの施設等（5,492,343千円）は、1～3,10階を区分所有しており、10階はセンターの東京連絡所として、総務部総務課会計係を除くセンターの役職員の事務室として利用している。また、1～3階は大学等への貸会議施設となっており、センターがその管理運営業務を実施している（事業の実施状況は、項目別-21頁に掲載。）。</p> <p>なお、本施設の主な維持管理経費は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物管理業務 47,441千円 ・庁舎清掃業務 8,839千円 <p>②キャンパス・イノベーションセンター</p> <p>キャンパス・イノベーションセンターの施設等（2,454,065千円）については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行った。</p> <p>③本部（賃貸）</p> <p>本部施設については、旧メディア教育開発センターから賃借（4,426千円）しており、理事長及び総務課会計係の職員の事務室等として利用している。</p> <p>【金融資産】</p> <p>2. 個別法に基づく事業において運用する資金について</p> <p>施設整備勘定の資金について、施設費交付事業の財源とするため、国債による運用を実施した。平成21年度の運用益は17,840千円、年度末の国債保有額は、</p>	A	<p>○財務状況及び保有資産の管理・運用等は、妥当な実施状況にあると判断される。</p> <p>（追加評価-p6の2.財務状況、追加評価-p7～9の3.保有資産の管理・運用等の項目を踏まえた上で評価を実施）</p>

							<p>1,299,743千円である。</p> <p>資金の運用にあたっては、「ペイオフ解禁に向けた本センターの資金の管理について（平成17年3月31日理事長決定）」に基づき、理事をトップとする資金管理委員会において、資金の安全性、資金の効率性などに考慮し、金融機関及び金融商品の選定案を策定し、理事長が同委員会からの報告を受けて最終的に決定を行っている。</p> <p>3. 融資等業務による債権について、 施設費貸付事業については、項目別-8頁「(1)施設費貸付事業」に掲載。 なお、回収計画については、業務実績報告書（資料編）57頁を参照。</p> <p>承継債務償還については、項目別-23頁「(2)承継債務償還」に掲載。 なお、回収計画については、業務実績報告書（資料編）107頁を参照。</p> <p>【知的財産等】</p> <p>4. 特許権等の知的財産について 特許権等の知的財産については、該当はない。</p>																																																																												
4 自己収入の確保 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	4 自己収入の確保 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。	自己収入確保の状況	委員の協議により評定を決定				<p>○大学共同利用施設に係る収入 大学共同利用施設については、DM発送など利用促進のための広報活動の充実や会議室201～203の3室一体利用の可能化等の取組の結果、以下のとおり貸付料収入が増収となった。</p> <p>平成21年度 126,575千円 平成20年度 103,036千円 平成19年度 94,773千円</p>	S	○自己収入の大幅な増加が図られており、評価できる。																																																																										
5 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（254百万円）に比べて5.0%以上削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。	5 人件費の削減 平成21年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて4%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。 なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。	人件費の削減、諸手当・法定外福利費等の状況及び給与水準の状況	委員の協議により評定を決定				<p>○常勤役職員に係る人件費 平成21年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、197,842千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し21.6%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。</p> <p>○給与規則等の見直し 国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤労手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額の変額及び期末・勤労手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。</p> <p>○事務職員の給与水準 平成21年度事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は111.7となった。 これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は101.3となり、国家公務員と同程度の水準である。 なお、在勤地域を勘案した指数が100を超えたのは、国家公務員における5級（地方支分部局課長職級）以上の職員の割合が26.1%であるのに対し、当法人の指数算出対象職員（事務・技術職員）における5級（課長級）以上が33.3%となったことが主な要因である。</p> <p>（指数算出対象者の割合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">管理職員※1</th> <th colspan="2">一般職員</th> <th colspan="2">計</th> <th colspan="2">（参考）指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成21年度</td> <td>事務・技術職員総数</td> <td>5 (25.0%)</td> <td>15 (75.0%)</td> <td>20 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>111.7</td> <td>地域勘案</td> <td>101.3</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>うち 算出対象</td> <td>5 (33.3%)</td> <td>10 (66.7%)</td> <td>15 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>109.3</td> <td>地域勘案</td> <td>99.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成20年度</td> <td>事務・技術職員総数</td> <td>5 (25.0%)</td> <td>15 (75.0%)</td> <td>20 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>106.2</td> <td>地域勘案</td> <td>95.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>うち 算出対象</td> <td>4 (25.0%)</td> <td>12 (75.0%)</td> <td>16 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>106.2</td> <td>地域勘案</td> <td>95.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成19年度</td> <td>事務・技術職員総数</td> <td>5 (23.8%)</td> <td>16 (76.2%)</td> <td>21 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>106.2</td> <td>地域勘案</td> <td>95.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>うち 算出対象</td> <td>3 (23.1%)</td> <td>10 (76.9%)</td> <td>13 (100%)</td> <td>対国家公務員</td> <td>106.2</td> <td>地域勘案</td> <td>95.9</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考）国家公務員 行政職俸給表（一）※2 41,102 (26.1%) 116,255 (73.9%) 157,357 (100%)</p> <p>※1 本表における管理職員の定義は、本法人の課長以上（行政職（一）5級相当以上）の事務職員である。 ※2 出展：平成21年国家公務員給与等実態調査</p>			管理職員※1			一般職員		計		（参考）指数		平成21年度	事務・技術職員総数	5 (25.0%)	15 (75.0%)	20 (100%)	対国家公務員	111.7	地域勘案	101.3			うち 算出対象	5 (33.3%)	10 (66.7%)	15 (100%)	対国家公務員	109.3	地域勘案	99.9			平成20年度	事務・技術職員総数	5 (25.0%)	15 (75.0%)	20 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9			うち 算出対象	4 (25.0%)	12 (75.0%)	16 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9			平成19年度	事務・技術職員総数	5 (23.8%)	16 (76.2%)	21 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9			うち 算出対象	3 (23.1%)	10 (76.9%)	13 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9			A	<p>○人件費の削減について、毎年度継続した削減努力が図られており、評価できる。</p> <p>○事務職員の給与水準については、ラスパイレス指数が高いものの、地域を勘案した指数は国家公務員と同程度の水準であり、特段の問題はないものと思われる。 （追加評価-p10～11の4.人件費管理の項目を踏まえた上で評価を実施）</p>
		管理職員※1			一般職員		計		（参考）指数																																																																										
平成21年度	事務・技術職員総数	5 (25.0%)	15 (75.0%)	20 (100%)	対国家公務員	111.7	地域勘案	101.3																																																																											
	うち 算出対象	5 (33.3%)	10 (66.7%)	15 (100%)	対国家公務員	109.3	地域勘案	99.9																																																																											
平成20年度	事務・技術職員総数	5 (25.0%)	15 (75.0%)	20 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9																																																																											
	うち 算出対象	4 (25.0%)	12 (75.0%)	16 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9																																																																											
平成19年度	事務・技術職員総数	5 (23.8%)	16 (76.2%)	21 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9																																																																											
	うち 算出対象	3 (23.1%)	10 (76.9%)	13 (100%)	対国家公務員	106.2	地域勘案	95.9																																																																											

						<p>○レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況 レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当については、該当はない。</p> <p>○法定外福利費の状況 法定外福利費については、下記の支出実績があった。なお、供花・弔電代等の慶弔関係の支出については、平成 22 年度に見直し（廃止）を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究員宿舎借上費 126 千円 ・健康診断費 311 千円 ・役員普通傷害保険料 310 千円 ・職員労災保険（法定外補償） 89 千円 ・供花・弔電代 18 千円 		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

IV 短期借入金の限度額【評価 ー】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 短期借入金の限度額 101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	1 短期借入金の限度額 101億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	短期借入金の借入状況	委員の協議により評価を決定					平成21年度においては、実績はなかった。	ー	

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画【評価 ー】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
予定なし。	予定なし。	重要な財産の処分等の状況	委員の協議により評価を決定					平成21年度においては、実績はなかった。	ー	

VI 剰余金の使途【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等
			S	A	B	C	F			
1 調査研究の充実 2 情報提供の充実	1 調査研究の充実 2 情報提供の充実	剰余金の使用等の状況	委員の協議により評価を決定					○平成21年度においては、前中期目標期間繰越積立金のうち19,728千円を取崩し、前中期目標期間において自己収入で購入した固定資産の減価償却相当額である（※）。 （※）現金の支出を伴わない、会計上の処理である。	A	○適切な処理が行われている。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項【評価 A】

中期計画	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					指標又は評価項目に対する実績	評価	定性的評価・留意事項等																										
			S	A	B	C	F																													
<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。</p>	人事管理の状況	委員の協議により評価を決定					<p>○人事管理の方針</p> <p>昨年度末で准教授が退職したため欠員となったが、平成21年9月から新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手するため、教授1名を採用し、研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。</p> <p>また、この調査・研究を支援するために、平成21年9月から経営支援課に新たに専門職員を1名配置した。</p> <p>人事交流については、センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、センターにとっては、交流者の国立大学での現場経験がセンターの業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。</p> <p>○職員研修</p> <p>職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成21年度の受講実績は、役職別研修、分野別研修など14件（前年度11件）の研修に延べ26名（前年度14名）が参加した。</p> <p>○本年度の常勤職員数は、24名（9月1日現在、欠員2名）であった。</p>	A	○人事交流により質の高い人材の確保が図られ、職員の計画的かつ適正な配置が行われていると判断される。																										
<p>2 中期目標の期間を超える債務負担</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">(単位:百万円)</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>74,973</td> <td>74,368</td> <td>75,947</td> <td>75,674</td> <td>75,410</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>区分</td> <td>中期目標期間小計</td> <td>次期以降償還額</td> <td>総償還額</td> </tr> <tr> <td>長期借入金償還金</td> <td>376,372</td> <td>817,424</td> <td>1,193,796</td> </tr> </table>	(単位:百万円)						区分	H21	H22	H23	H24	H25	長期借入金償還金	74,973	74,368	75,947	75,674	75,410	区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額	長期借入金償還金	376,372	817,424	1,193,796		中期目標期間を超える債務負担の状況	委員の協議により評価を決定					75,016百万円の償還を行った。	A	○適切に実施されている。
(単位:百万円)																																				
区分	H21	H22	H23	H24	H25																															
長期借入金償還金	74,973	74,368	75,947	75,674	75,410																															
区分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総償還額																																	
長期借入金償還金	376,372	817,424	1,193,796																																	

平成21事業年度独立行政法人国立大学財務・経営センターに係る業務の実績に関する評価(追加評価)

独立行政法人国立大学財務・経営センター

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
<p>1-1. 政府方針等 「これまでに実施された事業仕分けの評価結果」</p>			
<p>これまでに実施された事業仕分けの評価結果への対応</p>	<p>○ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。</p>	<p>○ 平成21年度においては、事業仕分けの対象となった事業はなかった。 なお、平成22年4月28日にセンターの全事業について事業仕分けが実施され、「東京連絡所の運営」を除く全事業が廃止との評価結果を受けた。</p>	<p>○ 21年度においては、仕分けの対象となった事業が存在しなかったため、評価の対象とはならない。 22年4月の仕分けに対しては、評価結果を認識している。</p>
<p>1-2. 政府方針等 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)</p>			
<p>1. 保有資産の抜本的見直し</p>			
<p>(1) 不要資産の国庫返納 今回の事業仕分けにおいて、独立行政法人が保有する必要性の低い資産(資本金、剰余金、職員宿舍等の福利厚生施設等)が散見されたことから、独立行政法人が保有する資産について、当該独立行政法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。</p> <p>(2) 事務所等の見直し 独立行政法人の支所等として、東京事務所、海外事務所、研修施設等を設置している場合があるが、当該独立行政法人が当該事務所等を引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等を検証し、廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等の措置を行う。</p> <p>(3) 施設と事業規模との再整理 上記(1)(2)の検証に当たっては、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、施設の保有や賃借は、政策的必要性や効果に応じた必要最小限に留める。</p>	<p>○ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。</p>	<p>○ 不要資産の国庫返納 【キャンパス・イノベーションセンター】 キャンパス・イノベーションセンターの施設等については、国の要請に基づき、経過措置として東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行っている。なお、経過措置終了後の当該施設の管理の在り方については、文部科学省において検討を行っている。</p> <p>【事務所等の見直し】 平成21年度においては、センター自らが見直しを行った事務所はなかった。 なお、平成22年4月28日にセンターの全事業について事業仕分けが実施され、東京連絡所の運営については、「当該法人が実施するが、事業規模は縮小、会議室等の共用化を進める。」との評価結果を受けた。</p>	<p>○ キャンパス・イノベーションセンターについて、適切な対応を行っている。 ○ 22年4月仕分け対象の東京連絡所については、評価結果を認識している。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
2. 事業実施の主体・手法等に関する見直し			
<p>(1)事業実施主体の見直し 民間で実施可能な業務や民営化が可能な収益事業からは撤退するなど、独立行政法人の業務は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定するよう、所要の措置を講じる。</p> <p>(2)重複排除・事業主体の一元化等 研究開発関係の事業をはじめとする各独立行政法人が行う事業のうち、他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、優先度、効果等を勘案して事業主体のあり方や重点化等を検討し、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携を図る。</p> <p>(3)取引関係の見直し 今回の事業仕分けにおいて、各独立行政法人から関係法人に対して不透明な形で発注している例が散見されたことから、競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底、関係法人の利益剰余金の国庫等への納付など、関係法人との取引関係について抜本の見直しを行う。</p> <p>(4)自己収入の拡大 国民生活への負担が生じない範囲において、事業の受益者に対して適正な負担を求めることにより国費の縮減を図る、民間からの寄付・協賛等を拡大する、などの措置を講じる。</p>	<p>○ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。</p>	<p>(1)事業実施主体の見直し 平成21年度においては、見直しを行った事業はなかった。 なお、平成22年4月28日にセンターの全事業について事業仕分けが実施され、「東京連絡所の運営」を除く全事業が廃止との評価結果を受けた。</p> <p>(2)重複排除・事業主体の一元化等 他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業に該当はない。</p> <p>(3)取引関係の見直し 平成21年度の競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料(4,426千円)」の1件のみであり、これを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。 なお、契約に関する情報については、センターウェブサイトの情報公開のページで公開している。 また、関係法人については、該当はない。</p> <p>(4)自己収入の拡大 大学共同利用施設については、DM発送など利用促進のための広報活動の充実や会議室201～203の3室一体利用の可能化等の取組の結果、以下のとおり貸付料収入が増収となった。 平成21年度 126,575千円 平成20年度 103,036千円 平成19年度 94,773千円</p>	<p>○ 随意契約の見直し及び自己収入の拡大について、適切に行われている。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
3. 組織管理(ガバナンス)の強化			
<p>(1) 管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)コスト縮減を念頭に、人件費を含む予算の執行管理等、法人経営全般にわたる管理運営の適正化について見直しを行う。</p> <p>(2) 事業の審査、評価 各法人における事業の内部審査や評価について、法人内部限りで自己完結させず対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。</p>	<p>○ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。</p>	<p>○ 役員の状況 役員については、引き続き、理事長、理事及び監事2名(非常勤2)の体制を維持した。</p> <p>○ 事務組織の状況 研究部において、新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手することとなったことから、これを支援するために、平成21年9月から経営支援課に新たに専門職員を1名配置した。</p> <p>○ 研究組織の状況 研究組織については、5研究部門(高等教育財政論、高等教育計画論、財務運営論、地域連携論、財務評価論)の体制を継続した。 昨年度末で准教授が退職したため欠員となったが、平成21年9月から新たに、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究に着手するため教授1名を採用し、研究部長1名、教育研究職員3名の体制となった。 これらのほか、客員教員6名、外国人研究員(8/10-8/21)1名を配置した。</p> <p>○ 運営組織の状況 理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。</p> <p>【運営評議会】 理事長に対し助言を行う「運営評議会」(国立大学学長、学識経験者等14名で構成)を平成21年7月と平成22年3月に開催した。 本年度は、平成21年度事業の進捗状況、平成22年度年度計画等について審議を行った。</p> <p>【研究活動委員会】 運営評議会における審議事項のうち、専門的な事項である調査研究について審議する「研究活動委員会」(国立大学法人等の教員、研究者等10名で構成)を平成21年8月と平成22年3月に開催した。 本年度は、平成21年度調査研究活動の進捗状況、平成22年度年度計画のうち調査研究に係る事項、研究部人事等について審議を行った。</p> <p>【所内会議】 所内会議として、役員、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催した。 センターでは、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各部・課所掌の事業に取り組むこととしており、連絡会議においては、各種事業の進捗状況に関する情報交換を行うとともに、各部・課で連携を図りながら事業展開するための協議等を行った。</p>	<p>○ 全般的に適切な管理運営がなされており、効率化の成果を上げている。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
		<p>また、その結果について、同会議メンバーから各部・課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化につなげた。</p> <p>○ 内部統制の状況 【内部監査室】 内部監査室において、平成21年4月に「平成21年度内部監査計画」を作成し、6月に「保有個人情報の管理の状況」、10月に「科学研究費補助金」、10月末から12月末にかけて「諸手当の現況確認」を実施し、監査結果について理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。 【監査体制の充実・強化】 文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成20年度に係る業務の実績に関する評価」において、「監査室の充実、強化が望まれる」との指摘があったことを踏まえ、必要な規程の改正・整備を行い、10月から人員の増員(2名→3名)などの内部監査室の体制強化等を図った。 【監事監査】 平成21年6月に平成20年度期末監事監査を実施し、「平成20年度年度計画及び第1期中期計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「保有個人情報の管理の状況」について監査を実施した。また、平成21年11月に平成21年度期中監事監査を実施し、「期中における平成21年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。 なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。 【規則等の見直し】 国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額減額及び期末・勤勉手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。 また、旅費の節減を図るため、航空機による出張の際取得したマイルの活用、及び航空会社の提供する法人向けサービスの活用のための必要な手続き等について、平成21年10月に理事長決定を制定した。 これらのほか、必要な規則等の見直しを実施した。</p> <p>○ 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算に、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化が達成できた。</p>	

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
		<p>【一般管理費(退職手当を除く)の効率化の状況】 一般管理費については、ネットワーク等のヘルプデスク業務及びホームページ更新作業の職員による実施等により、14.5%の効率化が図られた。</p> <p>【事業費(退職手当を除く)の効率化の状況】 事業費については、ホームページ更新作業の職員による実施、消耗品費の削減等により、20.9%の効率化が図られた。</p> <p>【大学共同利用施設の管理運営費に係る効率化の実施状況】 大学共同利用施設の管理運営費については、共用会議室総合管理等業務の契約内容の見直し等により経費の効率化が図られた。</p> <p>○ その他業務効率化への取組</p> <p>【自律的無駄削減への取組】 「自律的に無駄の削減に取り組むべき体制の確立について(H21.5.25付高等教育局長通知)」による要請を踏まえ、センターにおける取組体制、目標及びその達成のための方策について定めた「独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける自律的な無駄の削減への取組について(H21.10.1付理事長決定)」を制定し、経費の削減・効率化に向けた取組を開始した。これに基づき、12月から1月末にかけて、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。</p> <p>その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。</p> <p>【旅費の節減・効率化】 財務省主計局の予算執行調査の結果を踏まえ、航空機による出張の際取得したマイルの活用、航空会社の提供する法人向けサービスの活用について、10月1日付理事長決定を制定し、旅費の節減を図ることとした。</p> <p>○ 客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映</p> <p>【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが実施する支援事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。</p> <p>【独立行政法人評価委員会による評価結果への対応】 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、監査室の充実・強化、大学共同利用施設の利用促進のための方策、広島大学本部地区跡地の処分に係る広島市及び広島大学との密接な協議、国立大学附属病院の財務及び経営の改善に関する調査・研究への着手など、必要な対応を実施した。</p>	

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
2. 財務状況			
<p>○ 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性について明らかにする。</p>	<p>○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。</p> <p>○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。</p> <p>○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。</p> <p>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。</p> <p>○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</p> <p>○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。</p>	<p>○財務状況 一般勘定においては、当期総利益は39,137千円であった。その主な発生要因は、大学共同利用施設の管理運営事業における事業利益19,386千円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額19,728千円によるものである。また、利益剰余金は86,529千円であり、当期末処分利益(=当期総利益)39,137千円及び前中期目標期間繰越積立金47,392千円※で構成される。 ※)前中期目標期間に自己収入で購入した固定資産の残存価格であり、現金の裏付けのない会計処理上の金額である。</p> <p>施設整備勘においては、当期総利益は0千円であった。これは、経常費用46,211,485千円に対し、経常収益42,315,577千円となり、当期純損失が3,895,908千円となったことから、センター法第15条第5項に基づき、センター法第15条積立金取崩額3,895,908千円を計上したことによるものである。また、利益剰余金34,435,901千円は、施設費交付事業の財源のために設けられているセンター法第15条積立金である。</p> <p>平成21年度運営費交付金については、予算額481,969千円に対し、385,218千円を執行した(執行率79.9%)。なお、執行率が低くなった主な要因は、21年度末に退任した前理事長の退職手当の未払額、常勤ポストの欠員が補充できなかったことによる人件費の残額、物件費の効率化による執行残などである。</p>	<p>○ 財務状況及び保有資産の管理・運用等は、妥当な実施状況にあると判断される。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
3. 保有資産の管理・運用等			
(1) 保有資産全般の見直し			
(実物資産)			
<p>○ 建物、構築物、土地等について、 i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性 iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv) 資産の利用度等 v) 経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性について(民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じる)</p> <p>○ 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、 i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、 ii) 効果的な処分 といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</p> <p>○ 過去の勧告の方向性等において、個別に指摘された資産(施設、宿舍等)の見直しについては、その見直し状況を明らかにする。 また、公共サービス改革基本方針(平成21年7月10日閣議決定)等を受けて官民競争入札を実施した事項についても、その取組状況を明らかにする。</p>	<p>○ 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。</p> <p>○ 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。</p>	<p>○ センターの保有する実物資産については、センターの事務事業の目的及び内容に沿って適切に利用している。</p> <p>○ 建物、構築物、土地等について、 ①学術総合センター 学術総合センターの施設等(5,492,343千円)は、1～3,10階を区分所有しており、10階はセンターの東京連絡所として、総務部総務課会計係を除くセンターの役職員の事務室として利用している。また、1～3階は大学等への貸会議施設となっており、センターがその管理運営業務を実施している(事業の実施状況は、項目別-21頁に掲載)。 なお、本施設の主な維持管理経費は、以下のとおり。 ・建物管理業務 47,441千円 ・庁舎清掃業務 8,839千円</p> <p>②キャンパス・イノベーションセンター キャンパス・イノベーションセンターの施設等(2,454,065千円)については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行った。</p> <p>③本部(賃貸) 本部施設については、旧メディア教育開発センターから賃借(4,426千円)しており、理事長及び総務課会計係の職員の事務室等として利用している。</p>	<p>○ 特段の問題なし。</p>
(金融資産)			
<p>○ 個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。))について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>○ 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上で、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>○ 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討</p>	<p>○ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。</p> <p>○ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。</p>	<p>○ 国立大学財務・経営センター法第15条積立金は、施設費交付事業の財源に充てなければならないとされており、これにより施設費交付事業を適切かつ円滑に実施している。</p> <p>○ 流動資産は956,419百万円であり前年度に比べて22,876百万円減少しているが、主な要因としては、施設費貸付事業の実施により施設費貸付金が47,544百万円増加した一方で、承継債務の償還により承継債務負担金債権が66,181百万円減少したことが挙げられる。 流動資産の内訳は現金及び預金13,563百万円、有価証券1,300百万円、売掛金1百万円、たな卸資産18,620百万円、前払費用2百万円、未収収益2,029百万円、施設費貸付金361,405百万円、承継債務負担金債権558,312百万円、その他の流動資産1,187百万円である。</p>	<p>○ 金融資産の大半は施設費貸付金及び承継債務負担金債権であるが、確実に回収されており、保有の必要性及び規模について、適切である。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
(知的財産等)			
<p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p>	<p>○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。</p> <p>○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。</p>	<p>○ 特許権等の知的財産については該当なし。</p>	<p>○ 評価対象なし。</p>
(2) 資産の運用・管理			
(実物資産)			
<p>○ 建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性 iii)維持管理経費、施設利用収入等 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組 ※ 民間等からの賃貸により使用するものについて、これに準じる</p>	<p>○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。</p> <p>○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。</p>	<p>○ 建物、構築物、土地等について、 ①学術総合センター 学術総合センターの施設等(5,492,343千円)は、1～3,10階を区分所有しており、10階はセンターの東京連絡所として、総務部総務課会計係を除くセンターの役職員の事務室として利用している。また、1～3階は大学等への貸会議施設となっており、センターがその管理運営業務を実施している(事業の実施状況は、項目別-21頁に掲載。) なお、本施設の主な維持管理経費は、以下のとおり。 ・建物管理業務 47,441千円 ・庁舎清掃業務 8,839千円</p> <p>②キャンパス・イノベーションセンター キャンパス・イノベーションセンターの施設等(2,454,065千円)については、経過措置として国の要請に基づき東京工業大学及び大阪大学へ無償で貸付を行った。</p> <p>③本部(賃貸) 本部施設については、旧メディア教育開発センターから賃借(4,426千円)しており、理事長及び総務課会計係の職員の事務室等として利用している。</p>	<p>○ 運用・管理については、妥当な実施状況にあると判断される。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
(金融資産)			
<p>○ 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立</p> <p>○ 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組</p>	<p>○ 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。)</p> <p>i) 資金運用の実績</p> <p>ii) 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)</p> <p>○ 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。</p> <p>○ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。</p> <p>○ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。</p> <p>○ 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i)貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii)計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。</p> <p>○ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p>	<p>○ 個別法に基づく事業において運用する資金について</p> <p>施設整備勘定の資金について、施設費交付事業の財源とするため、国債による運用を実施した。平成21年度の運用益は17,840千円、年度末の国債保有額は、1,299,743千円である。</p> <p>資金の運用にあたっては、「ペイオフ解禁に向けた本センターの資金の管理について(平成17年3月31日理事長決定)」に基づき、理事をトップとする資金管理委員会において、資金の安全性、資金の効率性などに考慮し、金融機関及び金融商品の選定案を策定し、理事長が同委員会からの報告を受けて最終的に決定を行っている。</p> <p>○ 融資等業務による債権について</p> <p>施設費貸付事業については、項目別-8頁「(1)施設費貸付事業」に掲載。</p> <p>なお、回収計画については、業務実績報告書(資料編)57頁を参照。</p> <p>承継債務償還については、項目別-23頁「(2)承継債務償還」に掲載。</p> <p>なお、回収計画については、業務実績報告書(資料編)107頁を参照。</p>	<p>○ 資金の運用については、規定に基づいて適切に行われている。</p> <p>○ 施設費貸付事業、債券発行、回収等大変クリアに行われている。</p>
(知的財産等)			
<p>○ 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組</p> <p>i) 出願に関する方針の策定</p> <p>ii) 出願の是非を審査する体制の整備</p> <p>iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動</p> <p>iv) 知的財産の活用目標の設定</p> <p>v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等</p>	<p>○ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。</p> <p>○ 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。</p>	<p>○ 特許権等の知的財産については該当なし。</p>	<p>○ 評価対象なし。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
4. 人件費管理			
<p>○ 給与水準の適正化については、1)職員の在職地域や学歴構成等、2)職員に占める管理職割合、3)国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等、4)その他法人固有の事由、について明らかにする。給与水準が国家公務員よりも高くなっている場合(100以上(年齢勘案))はその理由を明らかにした上で、それぞれの理由について社会一般情勢に適合しているか等その適切性について明らかにする。</p> <p>○ 総人件費改革の取組について(特に平成17年と比べ4%以上の削減に至っていない法人は、その理由を明らかにする。)</p>	<p>○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。</p> <p>○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</p> <p>○ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。</p> <p>○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。</p> <p>○ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。</p> <p>○ 総人件費改革の取組については、平成17年と比べ4%以上の削減に至っていない法人は特に留意して評価を行い、評価書上で明らかにする。</p>	<p>○ 常勤役職員に係る人件費 平成21年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は、197,842千円であった。これは、平成17年度の決算額252,248千円に対し21.6%の削減となり、総人件費改革の目標を十分に上回る実績となった。</p> <p>○ 給与規則等の見直し 国からの要請に基づき、平成21年5月29日付給与法改正に準拠し、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当の支給率を一部凍結するための「役員給与規則」及び「職員給与規則」の必要な改正を行った。また、同年11月30日付給与法改正に準拠し、俸給月額の変額及び期末・勤勉手当の支給率の引下げを行うための「役員給与規則」及び「職員給与規則」等の必要な改正を行った。</p> <p>○ 事務職員の給与水準 平成21年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)は111.7となった。これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は101.3となり、国家公務員と同程度の水準である。 なお、在勤地域を勘案した指数が100を超えたのは、国家公務員における5級(地方支分部局課長職級)以上の職員の割合が26.1%であるのに対し、当法人の指数算出対象職員(事務・技術職員)における5級(課長級)以上が33.3%となったことが主な要因である。</p>	<p>○ 人件費の削減について、毎年度継続した削減努力が図られており、評価できる。</p> <p>○ 事務職員の給与水準については、ラスパイレス指数が高いものの、地域を勘案した指数は国家公務員と同程度の水準であり、特段の問題はないものと思われる。</p>
(諸手当及び法定外福利費の適切性確保)			
諸手当			
<p>(1) 給与水準に影響する諸手当の適切性 給与水準の適正化に向けて講ずる措置が十分なものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由、その適切性について明らかにする。</p> <p>(2) 給与水準に影響しない諸手当の適切性 社会一般の情勢に適合したものとなっているかという観点から、国と異なる諸手当及び法人独自の諸手当を支給する理由、その適切性について明らかにする。</p>	<p>○ 諸手当については、2次評価で指摘を受けた法人、独立行政法人評価委員会から指摘を受けた法人については、見直し等の状況について業務実績報告書等で明らかにした上で評価を行い、評価書上で明らかにする。指摘された事項のうち、見直しを行わない事項については、必要に応じて他の独立行政法人における支給状況を踏まえた上で、当該手当を支給する理由を検証し、その適切性について評価書上で明らかにする。</p>	<p>○ 国と異なる諸手当については該当なし。</p>	<p>○ 特段の問題なし。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
<p>法定外福利費</p>	<p>○ 多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を明らかにする。(その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する。)</p>	<p>○ 法定外福利費の状況 法定外福利費については、下記の支出実績があった。なお、供花・弔電代等の慶弔関係の支出については、平成22年度に見直し(廃止)を行う予定である。 ・外国人研究員宿舍借上費 126千円 ・健康診断費 311千円 ・役員普通傷害保険料 310千円 ・職員労災保険(法定外補償) 89千円 ・供花・弔電代 18千円</p>	<p>○ 特段の問題なし。</p>

5. 契約

(2次評価における指摘事項)			
<p>(1) 契約に係る規程類 契約に係る規程類の整備の有無及び規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について明らかにする。</p> <p>(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保 法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか明らかにする。</p> <p>(3) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等 随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等を明らかにする。</p> <p>(4) 契約の第三者委託 再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点から明らかにする。 なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうか、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ明らかにする。</p>	<p>○ 行政管理局長事務連絡の主旨を踏まえ、契約の適正化を図る観点から、契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性、行政管理局長事務連絡において要請されている事項の措置状況等について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにする。</p> <p>○ 法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該審査体制等が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているかの検証結果について、評価結果において明らかにする。</p> <p>○ 随意契約に対する厳しい批判があることを踏まえ、法人の取組を加速させるよう、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果について、引き続き評価結果において明らかにする。</p> <p>○ 再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにする。</p> <p>○ なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていないかどうかという観点から、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をする。</p>	<p>○ 契約に係る規程類 「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)において要請されている契約に係る規程類</p> <p>○ 審査体制の整備方針 契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施している。</p> <p>○ 契約事務における一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制 契約事務に係る執行体制については、実施伺の場合、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定され、入札等に係る決議書の場合、「総務課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。 また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備があれば所管課等への修正を依頼している。 さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告を行っている。 の整備については、すべて対応済である。</p> <p>○ 整備された体制の実効性確保 上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。</p>	<p>○ 契約について監査体制等を強化するとともに、随意契約の見直しを行い一般競争等入札や企画競争へ移行するなど、改善の努力が見られ評価できる。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
<p>(5) 一般競争入札における1者応札 一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点から明らかにする。1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても明らかにする。</p> <p>(6) 個々の契約の合規性等 関連公益法人との契約について、競争性・透明性の確保の観点から、当該関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性について明らかにする。</p>	<p>○ 一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ改善方策の再検討などを促すとともに、1者応札の状況を踏まえた上で、その原因等についても評価結果において明らかにする。</p> <p>○ 関連公益法人との契約について、競争性・透明性の確保の観点から、当該関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性についての検証結果を評価結果において明らかにする。</p>	<p>○ 「随意契約見直し計画」の進捗状況 随意契約見直し計画(平成19年12月策定)に基づき、本年度の競争性のない随意契約については、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部固定資産使用料(4,426千円)3/31契約」の1件のみであり、これを除き、全て一般競争入札や企画競争へ移行した。</p> <p>○ 契約監視委員会の設置及び新たな「随意契約等見直し計画」 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)及び平成21年11月24日付文科会第228号文部科学大臣通知に基づき、競争性のない随意契約の見直しの徹底及び一般競争契約等が真に競争性が確保されているか点検見直しを行うため、11月末に理事長決定を制定し、センターの監事2名及び外部有識者2名で構成される「独立行政法人国立大学財務・経営センター契約監視委員会」を設置した。</p> <p>また、平成22年1月に、契約監視委員会を開催し、平成20年度の契約及び平成21年度末までに契約締結が予定されている案件に係る契約の点検を行い、センターが「点検前に自ら改善することとした内容」について、特段の指摘事項はなく、適切・妥当等と判断され、これを踏まえた「随意契約等見直し計画」について審議の結果、了承された。</p> <p>○ 契約における再委託の状況の把握 再委託を行っている契約については、該当はなかった。なお、再委託の把握措置については、3月末に「契約事務取扱規則」の改正を行い、一括再委託の禁止及び再委託に係る承認等に関する条項の新設及び契約書の記載事項に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等を加えることの追加を行った。</p> <p>○ 1者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組 本年度の支出の原因となる契約の状況については、一般競争入札等14件(企画競争3件を含む。)であり、うち1社応札であったものは4件(28.6%)であった。また、「独立行政法人等における契約の適正化について及び競争入札における一者応札・応募についての改善方策等について(平成21年7月16日付高等教育局長通知)」を踏まえ、国で講じた措置を参考に、一者応札・応募となった契約を精査し、企業等に対するアンケート調査を行い、その結果に基づき要因を分析した。この分析結果を踏まえ、応札者・応募者を増やし、より競争性を増すための改善方策を策定し、7月末にウェブサイトに公表を行った。</p> <p>○ 関連公益法人については、該当はない。</p>	

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
6. 内部統制			
(法人の長のマネジメント)			
<p>○ 法人における予算・人事等の決定手続き、部局への権限の委任の範囲、法人の長の補佐体制の整備状況等を踏まえ、実質的に法人の長がマネジメントを発揮できる環境が整備されているか明らかにする。</p> <p>○ 組織の役職員に対し、運営方針を示すこと、職員との定期的な対話をする等により、様々な機会を通じて法人のミッションを周知徹底しているか明らかにする。</p> <p>○ 法人のミッション達成を阻害する、組織の内外で発生する課題(リスク)のうち、リスクが顕在化した場合の影響度、発生可能性及び対応に要するコストを評価し、組織全体として取り組むべき重要なものを把握して、それを回避、低減する等の適切な対応を行っているか、また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか明らかにする。</p> <p>○ 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。</p>	<p>○ 法人の長のマネジメントと監事の活動を中心に、現状と評価時点での見直しの方向性を明らかにした上で、課題の指摘や改善を促す。</p> <p>○ 監事監査の結果も踏まえて評価を行う。</p>	<p>○ 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。</p> <p>○ 原則、毎月2回開催する連絡会議(構成員:理事長、理事、監事、課長以上の事務職員、教授以上の教育研究職員)において、必要に応じ、法人の運営方針について周知している。また、理事長自ら、個々の職員との対話を通じて、法人のミッションを周知徹底している。</p> <p>○ 法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長で対応について検討し、対処している。例として、21年8月に、文部科学省独立行政法人評価委員会による平成20年度業務実績評価において、「監査室の充実・強化」との指摘があった際には、直ちに対応について検討を行い、10月から人員の増員などの内部監査室の体制強化等を図った。小規模な組織のメリットとして、迅速な対応が可能である。</p> <p>○ 内部監査結果、監事監査結果、会計監査人による監査結果については、いずれも理事長に報告が行われている。 また、内部統制の充実・強化に関する課題への対応については、上述のとおり。</p>	<p>○ 法人の長のマネジメントが監事監査の結果を踏まえることも含め適切に行われている。</p> <p>○ 平成20年度事務実績評価を踏まえて、速やかに内部監査体制の強化を図ったことは評価できる。</p>
(法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組)			
<p>○ 法人の長は、部局単位等のマネジメントの単位ごとに、中期目標・中期計画を達成するための行動計画(アクションプラン)を、適切な評価指標とともに設定しているか。</p> <p>○ 法人の長は、アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリング(例えば法人の長が四半期ごとにヒアリングを行う等)を行い、その結果を次のアクションプランや予算・人事等に反映させているか。</p>	<p>○ 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組の実施状況について評価を行い、評価書上で明らかにする。</p>	<p>○ 中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。</p> <p>○ 年度計画の事項ごとの業務実績について、10月末時点、1月末時点、3月末時点において報告書を作成し、適切にモニタリングを行っている。モニタリングの結果は、必要に応じて、次年度の予算・人事等に反映している。</p>	<p>○ 真摯な取組が行なわれている。</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
(監事の活動について)			
<p>○ 監事監査において、前述の法人の長のマネジメントについて留意したか。</p> <p>○ 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。</p>	<p>○ 監事監査の結果も踏まえて評価を行う。</p>	<p>○ 監事についても、前述の連絡会議に出席しており、法人の運営方針の把握を行っている。監査の実施の際には、これを踏まえて監査を実施している。</p> <p>○ 平成21年6月に平成20年度期末監事監査を実施し、「平成20年度年度計画及び第1期中期計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「保有個人情報の管理の状況」について監査を実施した。また、平成21年11月に平成21年度期中監事監査を実施し、「期中における平成21年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」について監査を実施した。</p> <p>なお、監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。</p>	<p>○ 法人の長のマネジメントに留意した監査となっている。</p>
7. 関連法人			
<p>○ 関連法人との契約がある法人について、当該契約の契約方式や応募(応札)条件等を、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託の必要性、契約金額の妥当性について明らかにする。</p>	<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。</p> <p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。</p> <p>(注) 関連法人: 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)</p>	<p>○ 関連法人との契約については、該当はない。</p>	<p>○ 該当なし</p>

評価項目	評価の観点	評価項目に対する実績	定性的評価・留意事項等
8. 業務改善のための役職員のイニシアチブ等についての評価			
<p>○ 次のアプローチを注視。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人業務に対する国民のアプローチを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ。 ・法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ 	<p>○ 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。</p> <p>・法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ</p>	<p>○ 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組</p> <p>【国立大学財務・経営支援懇談会】 センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成21年6月に開催した。</p> <p>【社団法人国立大学協会との連携強化】 センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、社団法人国立大学協会(以下、「国大協」という。)との連携を強化し、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。さらに、当センターと国大協との意見交換会を毎月1回実施した。</p> <p>【国民からの意見聴取】 センターの業務・マネジメントに関し、国民からの意見を聴取するため、9月からウェブサイトにおいて、随時意見募集を実施した。</p> <p>○ 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組</p> <p>【研修への参加】 職員の専門性の強化や意識改革を図るため、受講対象者の要件に該当する職員がいる場合には、積極的に参加させた。平成21年度の実績は、役職別研修又は分野別研修など14件(前年度11件)の研修に延べ26名(前年度14名)が参加した。</p> <p>【経費の削減・効率化のための職員への意見募集】 自律的な無駄の削減への取組※の一環として、経費の削減・効率化のための職員への意見募集を12月から1月末にかけて実施し、職員から提案のあった意見について、連絡会議において報告を行った。</p> <p>その後、提案のあった意見への対応について検討し、平成22年度から所属部署を越えた協力体制の推進による派遣職員の削減などを実施することとした。</p> <p>※)詳細は、項目別-4頁「○その他業務効率化への取組」に掲載。</p>	<p>○ 適切に行われている。</p>